

(案)

第 7 期米沢市障がい福祉計画

(計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度)

第 3 期米沢市障がい児福祉計画

(計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年

米 沢 市

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象者	2
第5節 障がい者福祉に関する法制度等の動向	2
第2章 障がい保健福祉施策をめぐる現状	5
第1節 障がい者の現状	5
1. 人口等	5
2. 身体障害者手帳所持者の状況	6
3. 療育手帳所持者の状況	7
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	8
5. 相談支援の状況	8
6. 就学の状況	9
7. 就業の状況	10
第2節 障がい保健福祉施策関連事業費の現状	11
第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等	13
第1節 障がい福祉計画と障がい児福祉計画について	13
第2節 数値目標と見込量設定の視点	13
第3節 地域生活への移行等に関する目標	14
1. 施設入所者の地域生活への移行	14
2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	15
3. 福祉施設利用から一般就労への移行	15
4. 障がい児支援の提供体制の設備等	18
5. 相談支援体制の充実・強化等	19
6. 移動手段への支援の拡充	19

第4節 障害福祉サービスの種類	19
第5節 障害福祉サービスの提供体制の確保とサービス見込量	21
1. 地域移行	21
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	23
3. 地域生活支援拠点等	26
4. 障がい児支援体制	26
5. 相談支援体制の充実・強化等	27
6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築	28
7. 発達障がい者等に対する支援、障がい児支援体制	29
8. 地域生活支援事業	30
第4章 計画の推進と進捗管理	32
第1節 計画の推進体制	32
第2節 施策、事業等の実施	32
第3節 評価と見直し	32
資料	33
1. 計画策定の体制	33
(1)障がい者施策推進協議会	33
(2)パブリック・コメント	33
2. 本計画策定に向けた会議の開催状況	33
3. 米沢市障がい者施策推進協議会条例	34
4. 米沢市障がい者施策推進協議会委員名簿	35
5. 用語の解説	36
6. アンケート調査結果	45

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画の趣旨

本市では、「第 3 次米沢市障がい者計画」(令和 3 年度～令和 8 年度)に掲げた基本理念「一人ひとりが分け隔てなく、支え合いながら共に生きるまち」の実現のため、「第 6 期米沢市障がい福祉計画」(令和 3 年度～令和 5 年度)及び「第 2 期米沢市障がい児福祉計画」(令和 3 年度～令和 5 年度)を策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の確保と、事業の円滑な実施について、計画的な施策の推進を図っております。

現行の両計画が令和 5 年度末で終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号)(以下「基本指針」という。))に即し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の定めにより、また、近年行われた制度改正等を踏まえ「第 7 期米沢市障がい福祉計画」(令和 6 年度～令和 8 年度)及び「第 3 期米沢市障がい児福祉計画」(令和 6 年度～令和 8 年度)を策定するものです。

本計画では地域において必要な障害福祉サービス並びに障害児通所支援等の必要な各種サービスが提供されるよう、各年度のサービス需要を見込み、令和 8 年度末までの数値目標を設定するとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

第 2 節 計画の位置づけ

1. 本計画の位置づけ

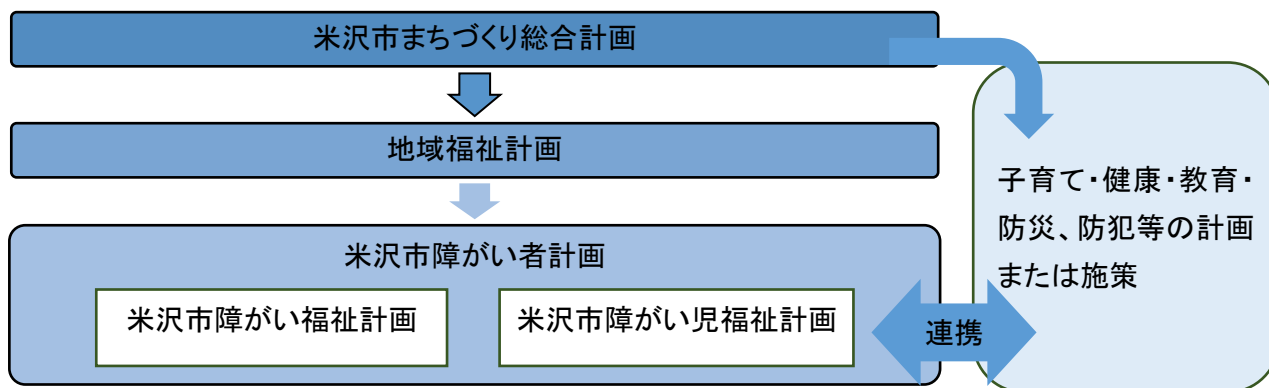
本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「米沢市障がい福祉計画」と、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「米沢市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「第 3 次米沢市障がい者計画」(令和 3 年度～令和 8 年度)の障害福祉サービス等の確保に向けた実施計画となるものです。

2. 他の計画との位置づけ

本計画は、国及び山形県が策定する関連計画や、米沢市の基本計画に即した「米沢市まちづくり総合計画」、福祉分野の上位に位置付けられる「米沢市地域福祉計画」、その障がい者分野である「米沢市障がい者計画(障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画)」、その他、子育て、健康、教育、防災、防犯等の計画または施策との整合性を図りながら策定するものです。

第1章 計画の概要

【図：本計画と他の計画との位置づけ】



第3節 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

第4節 計画の対象者

本計画が主に対象にしている「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいなど心身の機能に障がいがあり、障がいや社会的障壁により日常生活に相当な制限を受けている人のことです。そのため、障がいはあるが障害者手帳を持っていない人、「発達障がい」や「高次脳機能障がい」がある人、難病等の患者についても計画の対象に含まれます。

なお、本計画では、「害」という字のマイナスの印象を考慮し、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から、人や状態を表す場合の「障害」を「障がい」の表記に変更しています。ただし、法令、制度に関する表記により「障がい」に変更することが適当でないものについては、変更しないこととします。

第5節 障がい者福祉に関する法制度等の動向

1. 第6期米沢市障がい福祉計画、第2期米沢市障がい児福祉計画策定(令和3年3月)以降の主な法改正等

- (1)医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行(令和3年9月)

医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進などが定められた。

(2)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正(令和6年4月施行予定)

努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化され、障がい者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組が必要とされている。

(3)地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行(順次施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を行う(重層的支援体制の整備)。

(4)障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行(令和4年5月)

障がい者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務や6分野にわたる基本的施策を示された。

(5)こども家庭庁設置法等の成立(令和5年4月施行)

障がいのある児童に対する施策は厚生労働省からこども家庭庁に移管された。

(6)国連障害者権利委員会による政府報告の審査(建設的対話)、総括所見の採択・公表(令和4年9月)

インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障がい者の脱施設化や自立生活支援、精神障がい者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示された。

(7)障害者総合支援法等の一括改正(令和6年4月施行予定)

障害者総合支援法施行後3年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障がい者の受入と軽度障がい者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障がい者のニーズ把握と支援体制の整備、障がい児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる。

(8)障害者差別解消法改正に基づく国の基本方針の改定(令和5年3月)

閣議決定され、順次各府省において対応指針が改定される。

(9)第5次障害者基本計画(令和5年度～令和9年度)

災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取り組みを進めること。障がい者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障がいの「社会モデル」等、障がい者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことなどを重要視し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとする。

第1章 計画の概要

2. 社会情勢の反映

(1)新型コロナウイルス感染症の拡大と5類感染症移行後の新たな日常への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、人命への甚大な被害とともに、外出の制限、学校の休校、各地で次々と出されていく緊急事態宣言により、不安の増大とともに、人が集まる施設の使用制限の要請等で人とのつながりが減少し、また、社会経済においても深刻な影響を及ぼしました。

今回のアンケート結果からも、「人との交流の減少」「外出制限」「給料の減少」「ストレス増大」「差別」「障がいのある人を支える家族の負担の増加」などの意見が寄せられ、様々な課題が浮き彫りとなりました。現在、5類感染症へ移行しましたが、未だに続く感染症の不安や長期化した自粛生活の影響などの視点を持ち、柔軟な対応を検討、推進していく必要があります。

(2)SDGsとのつながり

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された令和12年を年限とする基本目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。障がいのある、なしに関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。



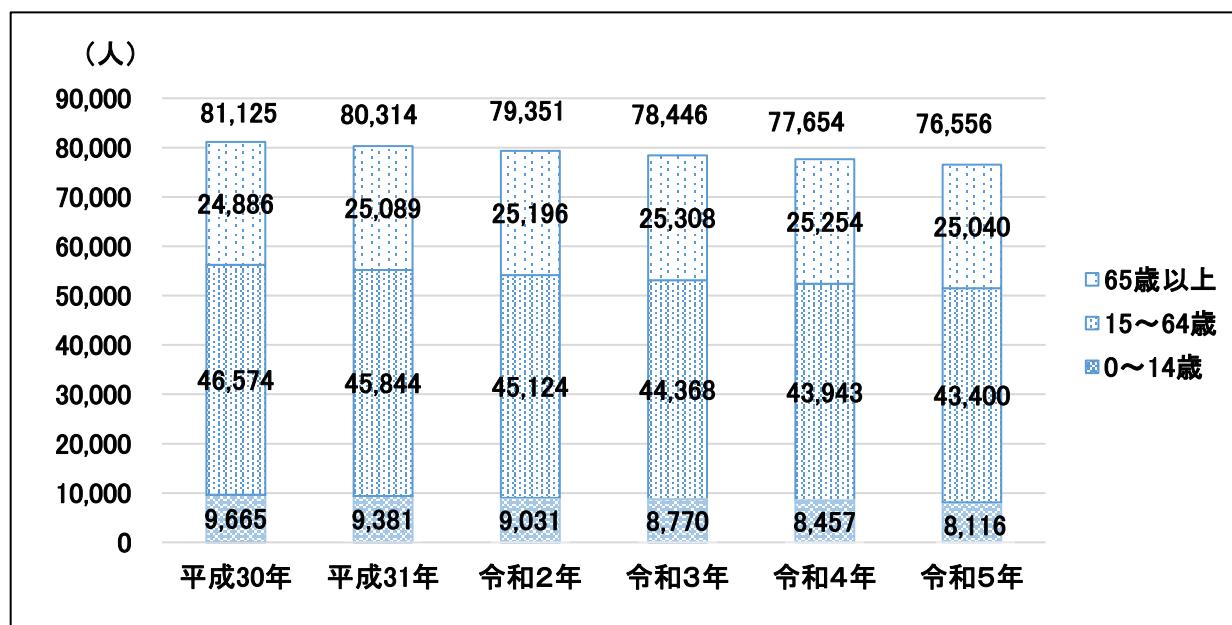
第2章 障がい保健福祉施策をめぐる現状

第1節 障がい者の現状

1. 人口等

総人口、特に14歳以下の人口及び15～64歳の減少が進んでいます。また、身体障害者手帳は65歳以上、療育手帳及び精神保健福祉手帳は15～64歳に所持者が多く、障害者手帳所持者の約7割が身体障害者手帳を所持しています。

(1)年齢区分別人口の推移(各年4月1日現在)



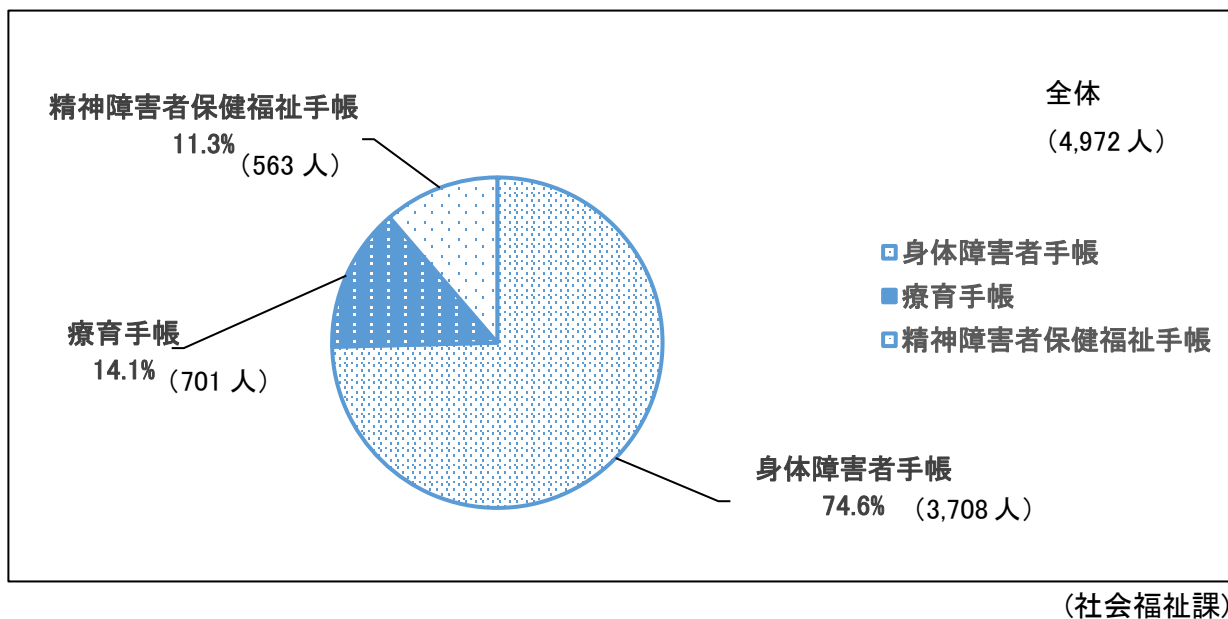
(住民基本台帳)

(2)本市の人口に占める障害者手帳の所持者数の割合(令和5年3月31日現在)

	米沢市 人口(A)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者	合計(B)	(B)/(A)
15歳未満	8,116	25	51	0	76	0.9%
15～64歳	43,400	812	514	450	1,776	4.1%
65歳以上	25,040	2,871	136	113	3,120	12.5%
計	76,556	3,708	701	563	4,972	6.5%

(社会福祉課)

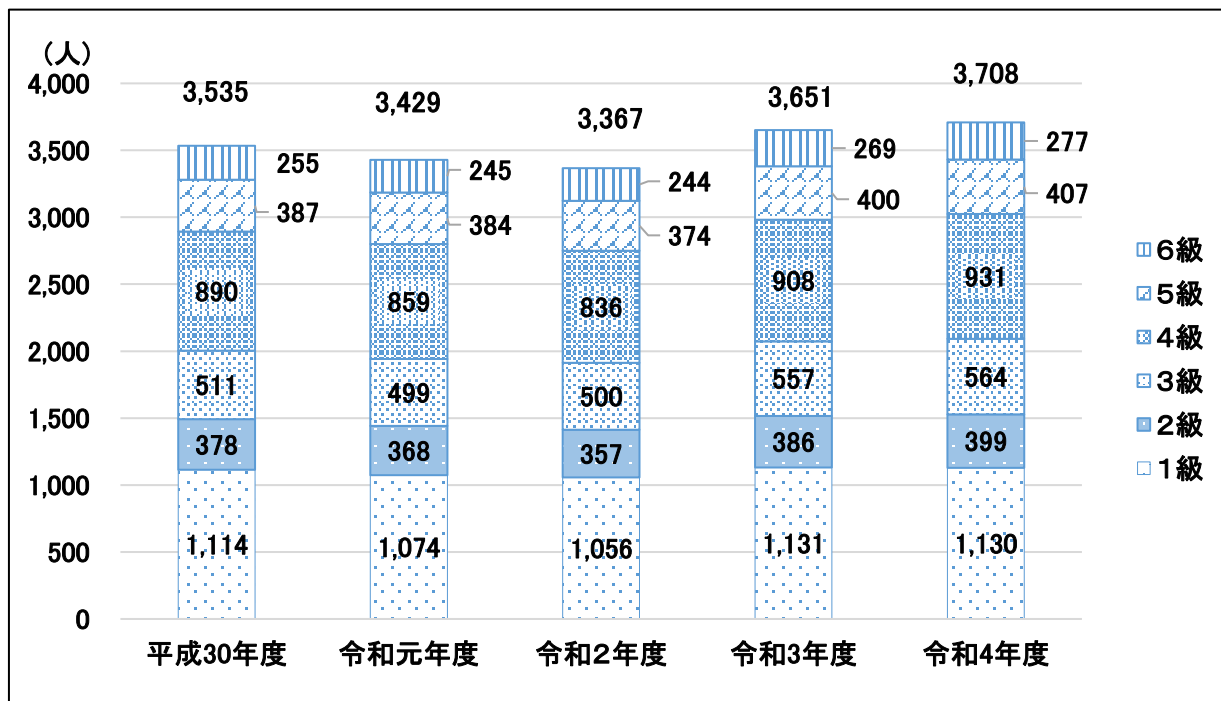
(3)障害者手帳の種類(令和5年3月31日現在)



2. 身体障害者手帳所持者の状況

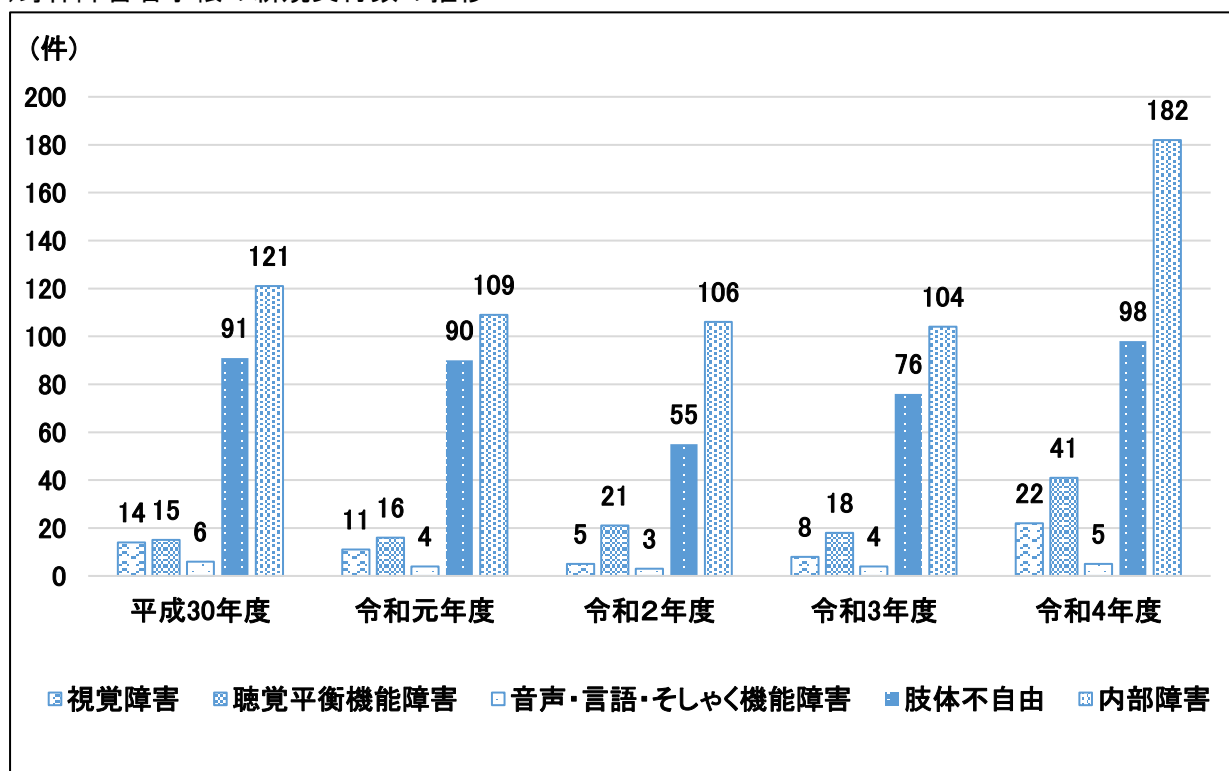
身体障害者手帳所持者数は、近年増加傾向にあります。内訳は、1 級が最も多く、次いで 4 級が多くを占めています。また、令和4年度において、新規交付者数、特に内部障がいが増えています。

(1)身体障害者手帳所持者の推移



(社会福祉課)

(2)身体障害者手帳の新規交付数の推移

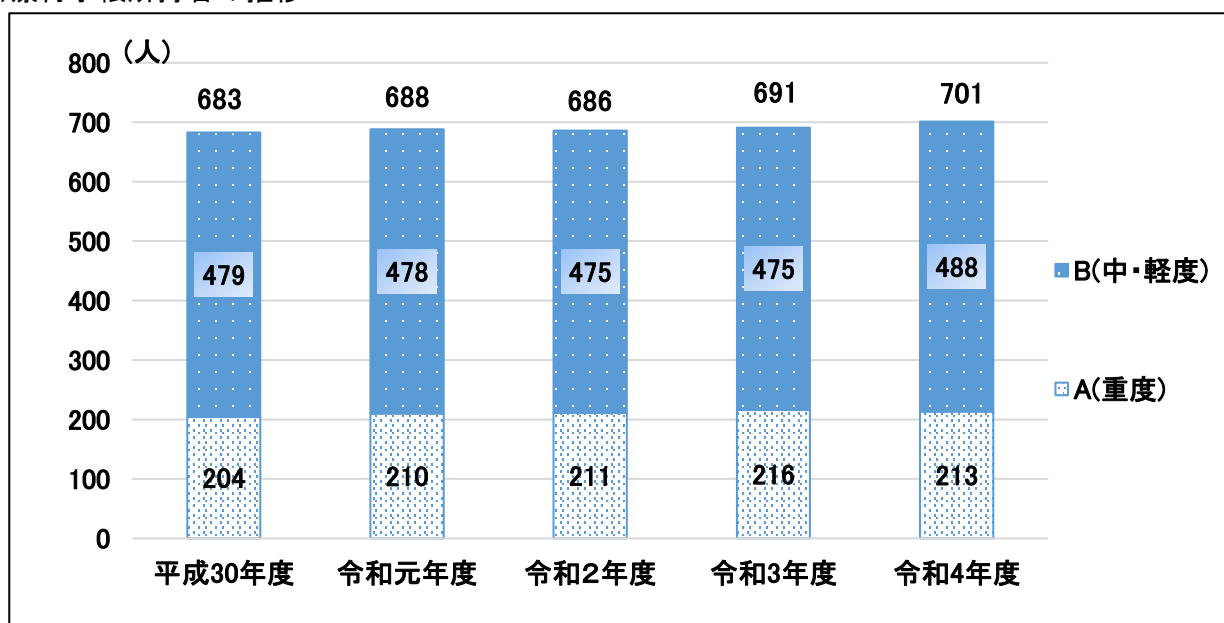


(社会福祉課)

3. 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、年々微増しており、特に A(重度)にその傾向がみられます。

(1)療育手帳所持者の推移



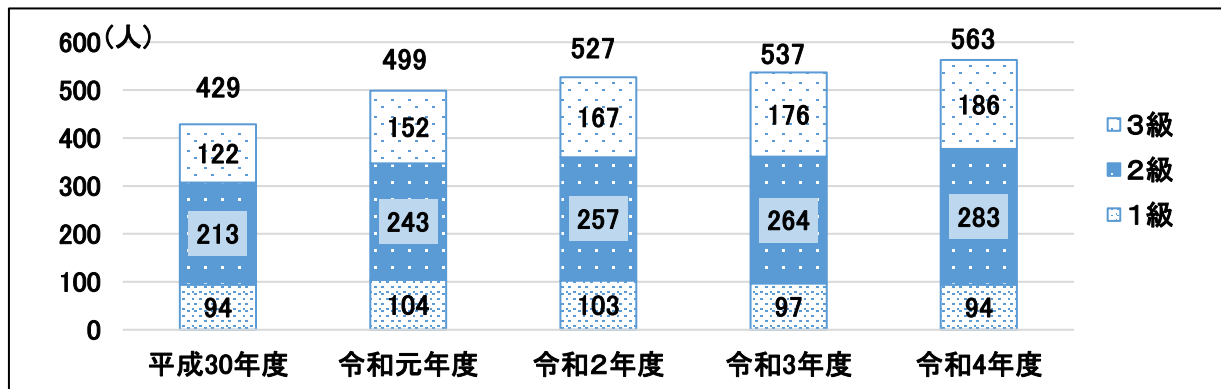
(社会福祉課)

第2章 障がい保健福祉施策をめぐる現状

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2 級及び 3 級が増加しています。また、自立支援医療費(精神通院)受給者数も増加しています。

(1)精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(社会福祉課)

(2)自立支援医療費(精神通院)受給者数の推移

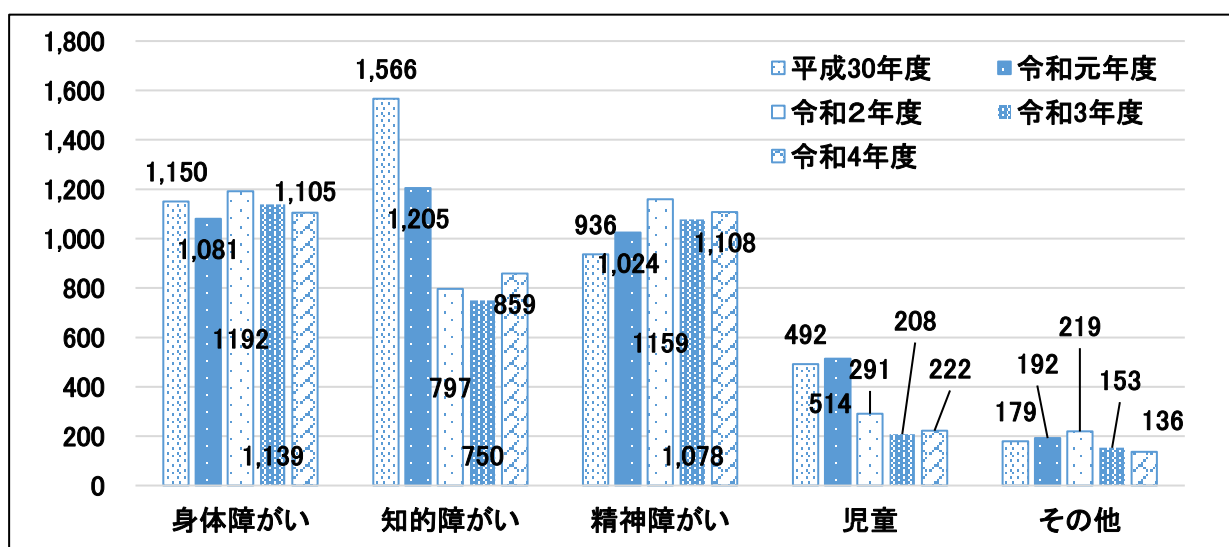
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人数	1,269	1,356	1,372	1,379	1,420

(社会福祉課)

5. 相談支援の状況

市内相談支援事業所の相談件数をみると、知的障がい者の相談が減少傾向にあり、精神障がい者の相談は微増しています。

(1)市内相談支援事業所における相談支援件数



(社会福祉課)

(2)山形県発達障がい者支援センター 相談延べ件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	1,733	1,356	1,383	1,650	1,313

(山形県健康福祉部障がい福祉課)

6. 就学の状況

市内特別支援学級及び特別支援学校に就学する小学校児童数は、減少しています。一方、中学校生徒は増加しています。

また、特別支援学校卒業後は、ほとんどが障害福祉サービスを利用しています。

(1)特別支援学級の状況(小学校:各年5月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
設置校数(校)	14	15	15	15	14
学級数(級)	30	31	25	28	27
児童数(人)	84	82	76	82	83

(学校教育課)

(2)特別支援学級の状況(中学校:各年5月1日現在)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
設置校数(校)	8	7	7	7	7
学級数(級)	15	15	16	16	17
生徒数(人)	38	44	45	49	45

(学校教育課)

(3)市内特別支援学校の米沢出身児童生徒数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
本校	小学部	22	25	26	27	23
	中学部	11	9	8	11	17
	高等部	37	39	36	32	25
やまなみ学園 分教室	小学部	0	0	0	0	0
	中学部	1	0	0	0	0
訪問教育 (病院・家庭・施設)	小学部	1	2	2	1	1
	中学部	1	1	0	2	1
	高等部	1	0	1	1	2
計		74	76	73	74	69

(山形県立米沢養護学校)

第 2 章 障がい保健福祉施策をめぐる現状

(4)市内特別支援学校卒業後の進路

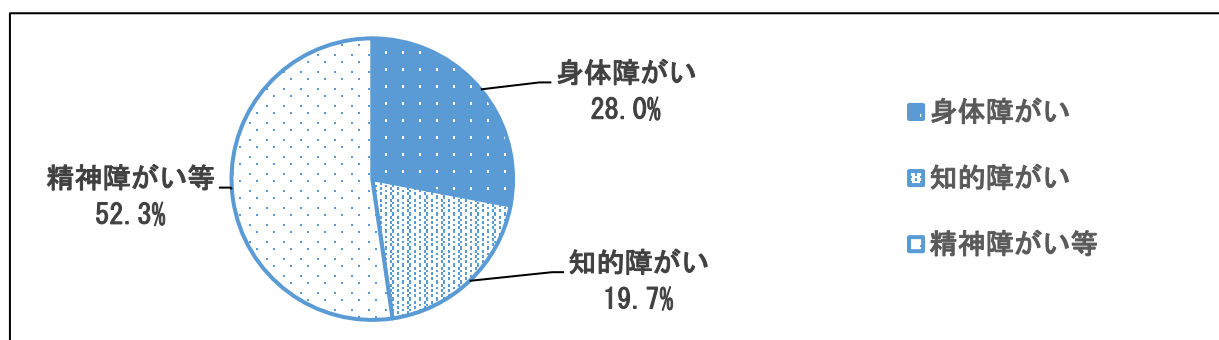
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
福祉サービス利用	16	21	10	9	12
一般就労	10	3	5	6	4
進学	0	0	0	0	0
在宅	0	1	2	1	4
計	26	25	17	16	20

(山形県立米沢養護学校)

7. 就業の状況

障がい者法定雇用率の上昇に伴い、雇用障がい者数、障がい者雇用率ともに上昇しています。障がい者の求職登録者状況は、全体でも増加傾向にあり、特に精神障がい者について大幅に増加しています。

(1)障がい別就職状況(令和 4 年度米沢管内)



(ハローワーク米沢)

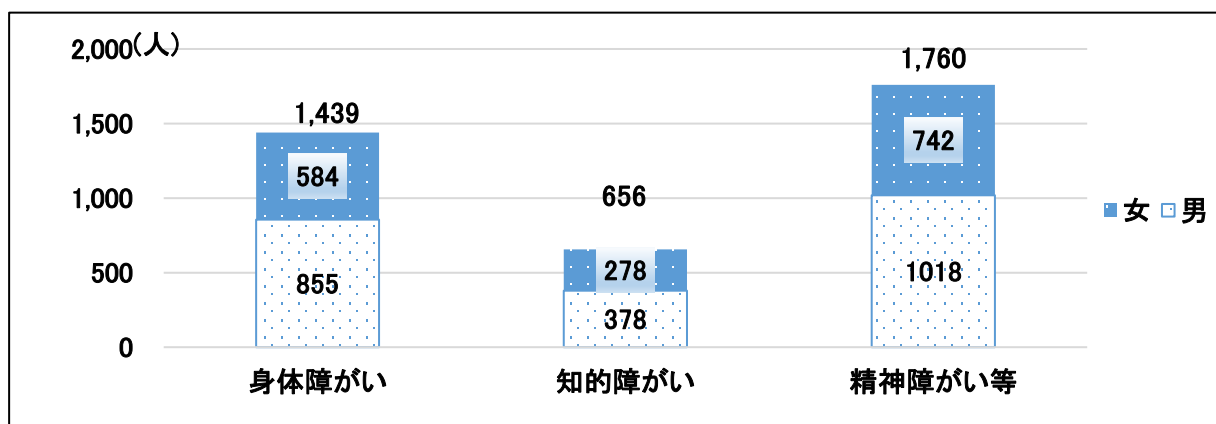
(2)障がい者の雇用率(米沢管内)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障がい者雇用 対象企業数	144	145	140	144	135
労働者数	18850.5	18801.5	18256.5	18423.5	17997.0
雇用障がい者数	328.5	351.5	364.5	376.5	389.0
障がい者雇用率	1.74	1.87	2.00	2.04	2.16
障がい者法定雇用率 達成企業数	68	77	78	75	79
障がい者法定雇用率 達成企業率	47.2	53.1	55.7	52.1	58.5

(ハローワーク米沢)

※障害者の雇用の促進等に関する法律により、障がい者数の算定において労働時間が週 20 時間以上、30 時間未満の者は 0.5 人となります。

(3)障がいの求職登録状況(令和4年度)



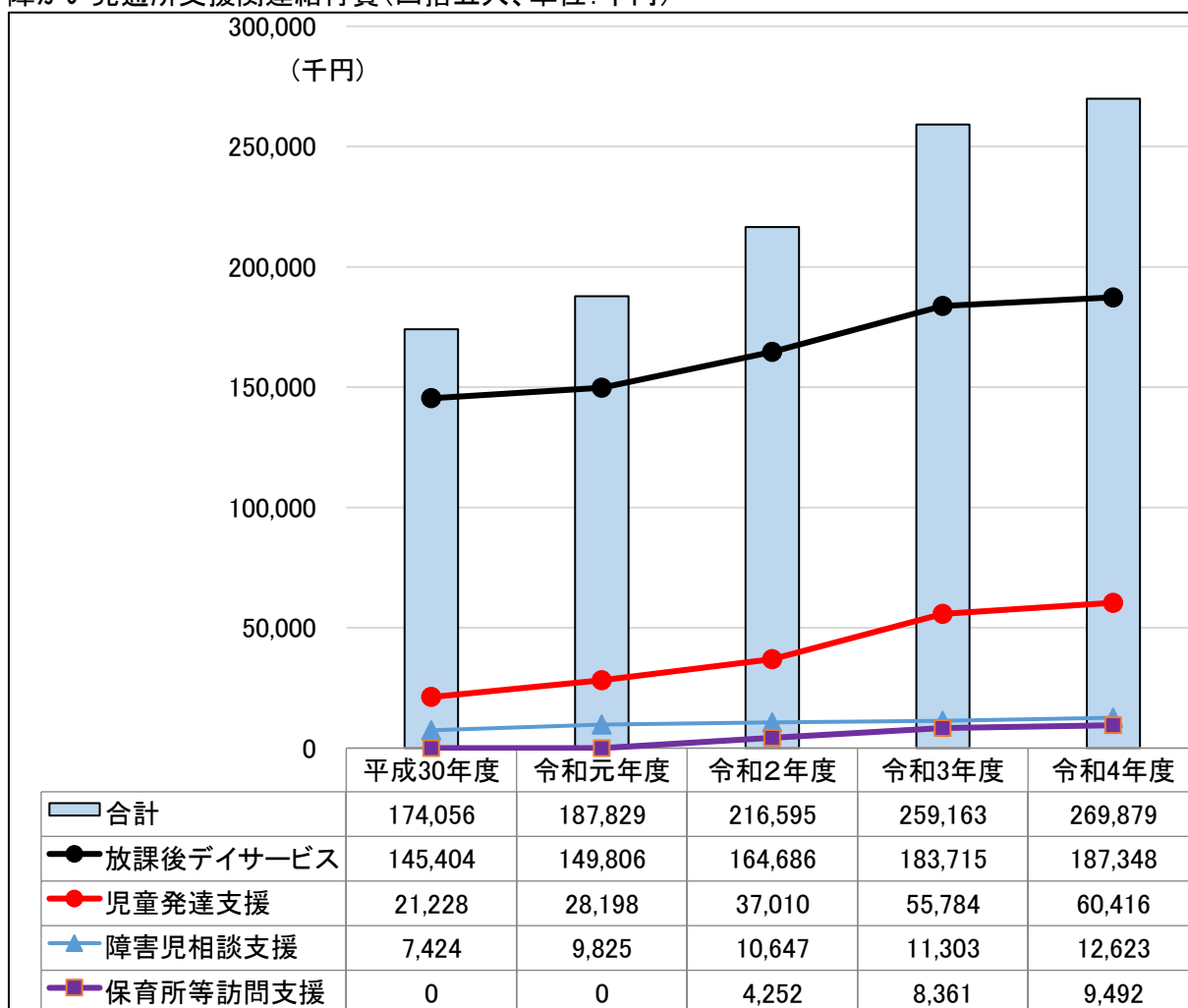
※毎月の有効登録者数の累計

(ハローワーク米沢)

第2節 障がい保健福祉施策関連事業費の推移

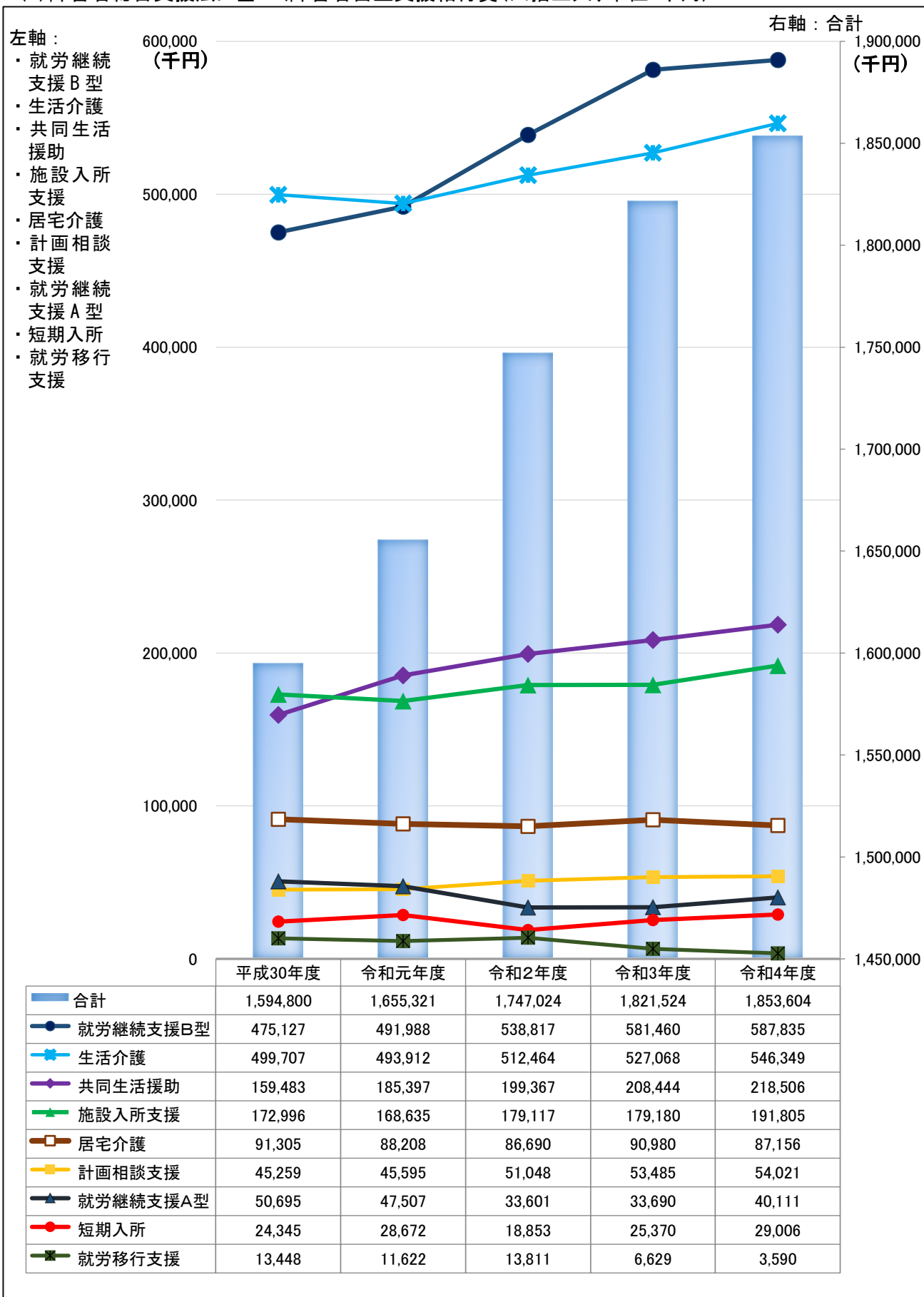
本市の障がい保健福祉事業費は障がい者、障がい児ともに年々増加傾向にあります。

(1)障がい児通所支援関連給付費(四捨五入、単位:千円)



第2章 障がい保健福祉施策をめぐる現状

(2) 障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付費(四捨五入、単位:千円)



第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

第1節 障がい福祉計画と障がい児福祉計画について

本項目では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。加えて、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえた上で、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

第2節 数値目標と見込量設定の視点

1. 障がいのある人の意思の尊重

障がいのある人が自らの意思により判断し、また、障がいのある人の家族等が障がいのある人の意思を尊重してサービスの利用ができる相談支援体制の整備を図ります。

2. 地域生活の充実

住み慣れた地域で生活することを望む障がいのある人が、施設から地域生活へ移行し、継続して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の設置を進めるとともに、地域移行支援、地域定着支援等の提供体制の整備を図ります。

3. 一般就労の推進

障がいのある人が障がいのない人と同じように就労し、障がいのある人の自己実現や社会参加を支援するため、福祉施設での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

4. 障がいのある子どもに対するサービス提供体制の構築

障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、児童発達支援センター及び障がい児福祉サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、地域におけるインクルージョンの推進を図るために、家庭、福祉、医療、教育、保健等関係機関が連携し、就労を含めた縦と横の切れ目ない支援を展開して、本人や家族に寄り添った相談支援体制の整備を図ります。

第3節 地域生活への移行等に関する目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1)目標達成への方針

地域移行希望者の把握や移行が進まない理由などを精査するとともに、施設入所者が在宅生活や共同生活援助での生活等に移行するために、共同生活援助等の基盤整備や、在宅での生活を支援するための居宅介護、短期入所及び自立生活援助のサービス提供量の確保に努めます。また、地域移行支援や地域定着支援、計画相談支援といった相談支援体制を構築します。

なお、施設入所者削減数については、施設入所が必要な人であるにもかかわらず、目標達成のために削減することがないように留意します。

(2)令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画 (P)	目 標 値	項 目	計 画 値	令 和 4 年 度 実 績
 実施 (D)	 実績	令和元年度の施設入所者数(A)	130 人	130 人(元年度)
		令和 5 年度の施設入所者数(B)	124 人見込	129 人
		地域生活移行者数(C)	8 人見込	5 人
		地域生活移行率(C)/(A)目標	6.2%	3.8%
		削減見込み(A)-(B)	6 人	1 人
		減少率(A)-(B)/(A)	4.62%	0.77%
令和 5 年度		評 価 (C)	改 善 (A)	
		未達成(令和 4 年度現在) 入所施設から地域へ移行する人は少なかった。	地域移行を希望している人がどの位いるのか、なぜできなかったのか精査が必要。	

(3)目標

項目	数値等	考え方
現時点の施設入所者数(A)	129人	令和4年度末時点の施設入所利用者数
目標年度の施設入所者数(B)	122人	令和8年度末時点の施設入所利用者数
地域生活移行者数(C)	8人	令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに共同生活援助等へ移行するものの数
[地域生活移行率](C)/(A)	6.2%	(6%以上とする)※基本指針による
削減見込(A)-(B)	7人	差引減少見込み数
[減少率](A)-(B)/(A)	5.43%	(5%以上とする)※基本指針による

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1)目標達成への方針

地域生活支援拠点を面的整備し、効果的な支援体制及び連絡体制の構築を進め、整備後は地域自立支援協議会等で支援の実績を踏まえ運用状況の検証、検討を行います。

また、地域生活支援拠点を中心に、強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援体制について協議し、連携を図っていきます。

(2)令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画 (P)	目 標 値	項 目	計画値	令和 4 年度実績
↓ 実施 (D)	↓ 実績	地域生活支援拠点等の整備	1 か所	なし
		地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	2 回	0 回
令和 5 年度		評価(C)	改善(A)	
		未達成(令和 4 年度現在) 定例会や相談支援部会で地域生活支援拠点等整備に向けた協議を重ねたが、整備に至らなかった。	地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を重ね、現在の制度を活用して運用する面的整備を進める。	

(3)目標

項 目	数値等	考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和6年度末まで整備	令和8年度末※基本指針による
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	令和6年度末まで整備	令和8年度末※基本指針による
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	1 回以上※基本指針による
強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援体制の整備	令和8年3月まで関係機関で協議の場を設け、令和9年3月までに支援体制を整備	強度行動障がい等を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備予定時期について記載

3. 福祉施設利用から一般就労への移行

(1)目標達成への方針

就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型事業所数の増加に向けた働きかけを行うとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターとの連携を強化し、地域自立支援協議会で具体的な取り組みを検討していきます。

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

(2)令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画 (P)	目標 値	項目	計画値	令和4年 度実績
 実施 (D)	 実績	一般就労移行者数	令和元年度の年間一般就労移行者数(A)	10人
			令和5年度の年間一般就労移行者数(B)	1人
			[増加率] (B)/(A)	0.1倍
		就労移行支援事業利用者数	令和元年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	1人
			令和5年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D)	0人
			[増加率] (D)/(C)	0.0倍
		就労継続支援A型事業利用者数	令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E)	4人
			令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F)	1人
			[増加率] (F)/(E)	0.3倍
		就労継続支援B型事業	令和元年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(G)	5人
			令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(H)	0人
			[増加率] (H)/(G)	0.0倍
		就労定着支援事業利用者数	令和元年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人
			令和5年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	0割
令和5年度		評価(C)	改善(A)	
		未達成(令和4年度現在) 全ての項目において目標値を下回った。 市内就労継続支援B型事業所は年々増加し、24カ所(令和5年6月末)あるが、就労定着支援事業所は置賜管内になく、また就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所は市内には2カ所のみと少ない。	障がいの種別や程度により一概には難しいが、一般就労を望む方が就労できるよう関係機関と連携を図っていく。	

(3)目標

①一般就労移行者数

項目	数値等	考え方
現在の年間一般就労移行者数(A)	6人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数

目標年度の年間一般就労移行者数(B)	8人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
[増加率](B)/(A)	1.3倍	(1.28倍以上とする)※基本指針による

②就労移行支援事業利用者数

項目	数値等	考え方
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	2人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D)	3人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率](D)/(C)	1.5倍	(1.31倍以上とする)※基本指針による

③就労継続支援A型事業利用者数

項目	数値等	考え方
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E)	4人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F)	6人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率](F)/(E)	1.5倍	(1.29倍以上とする)※基本指針による

④就労継続支援B型事業利用者数

項目	数値等	考え方
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(G)	0人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(H)	1人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
[増加率](H)/(G)	皆増	(1.28倍以上とする)※基本指針による

⑤就労定着支援事業利用者数

項目	数値等	考え方
現在の就労定着支援事業の年間利用者数(I)	0人(置賜管内に指定を受けた事業所がないため)	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数(J)	1人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
増加率(J)/(I)	皆増	(1.41倍以上とする)※基本指針による

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1)目標達成への方針

就学前、学齢期、卒業、就労などの成長の過程において、ライフステージごとの切れ目ない支援を受けられるよう、児童発達支援センター及び障がい児サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、重症心身障がい児が利用できる事業所の確保を図るとともに、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進します。

その他、特に2歳未満の医療的ケア児を受け入れ可能な短期入所施設がないことから、施設整備等について、市長会を通じ国へ要望しています。

(2)令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画 (P)	目 標 値	項 目	計 画 値	令 和 4 年 度 実 績
 実施 (D)	 実績	児童発達支援センターの設置	1 か所	1 か所
		保育所等訪問支援事業の実施	3 か所	3 か所
		主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	1 か所
		主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	2 か所
		医療的ケア児支援協議の場の設置	1 か所	設置
		医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 名	3 名
		令和 5 年度	評価(C)	改善(A)
達成	目標は達成したが、放課後等デイサービスなどの障がい児福祉サービス利用者は増加しており、必要なサービスを受けられるよう、調整が必要である。			

(3)目標

項目	数値等	考え方
児童発達支援センターの設置	2 か所以上	1 か所以上※基本指針による
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制整備	令和7年度末まで関連機関の協議の場を設け、令和8年度末まで推進体制を整備	予定時期及び計画について
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 か所以上	1 か所以上※基本指針による
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所以上	1 か所以上※基本指針による
医療的ケア児支援協議の場の設置	設置	設置※基本指針による
医療的ケア児等コーディネーターの配置	6 名	令和8年度末までに全ての市町村で配置※基本指針による
医療的ケア児を受け入れ可能な短期入所施設の設置(2歳未満)	増加	市内施設の実態から(市独自項目)

5. 相談支援体制の充実・強化等

(1)目標達成への方針

地域において自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応できる相談支援体制の構築が必要です。また、令和6年4月には地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村での設置が努力義務化されることを受け、本市においても、設置を推進します。

(2)目標

項目	数値等	考え方
基幹相談支援センターの設置	1 か所	1 か所以上※基本指針による
地域づくりに向けた協議会の体制確保	令和9年3月までに相談支援の体制を協議する場を設置	地域・サービス基盤の開発改善を行う取組等を行うために必要な協議会の体制確保の計画について

6. 移動手段への支援の拡充(市独自項目)

(1)目標達成への方針

日頃の社会参加及び生活圏の拡大、さらに冬期間にも安心して生活できる体制づくりのために、移動手段への支援の拡充が必要です。そのため、移動手段について、関係機関で連携を図るとともに、福祉タクシー利用助成及び自動車燃料費助成事業をより利用しやすいものとなるよう検討していきます。加えて、対象となる方への周知を強化し、利用促進を図ります。

また、特別支援学校へ通学する子どもの移動手段の確保についても検討します。

(2)目標

項目	目標値	考え方
福祉タクシー利用助成	利用率 100% (令和4年度利用率 43.0%)	障がいのある人を対象としたアンケート調査結果から
特別支援学校生徒への通学支援	移動手段の確保	障がいのある人を対象としたアンケート調査結果から

第4節 障害福祉サービスの種類

	障害福祉サービス	根拠法令等
訪問系サービス	居宅介護	障害者総合支援法
	重度訪問介護	
	同行援護	
	重度障害者等包括支援	

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

日中活動系サービス(施設等におけるサービス)	生活介護	
	自立訓練(機能訓練)	
	自立訓練(生活訓練)	
	就労選択支援	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
	就労定着支援	
居住系サービス	自立生活援助	
	共同生活援助(グループホーム)	
	施設入所支援	
	療養介護	
	短期入所(福祉型・医療型)	
相談支援	計画相談支援	
	地域移行支援	
	地域定着支援	
障害児通所支援、障害児相談支援	児童発達支援	児童福祉法
	放課後等デイサービス	
	保育所等訪問支援	
	医療型児童発達支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	
地域生活支援事業	相談支援事業	障害者総合支援法
	成年後見制度利用支援事業	
	意思疎通支援事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	日常生活用具給付事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
	訪問入浴サービス事業	
	日中一時支援事業	
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	
	声の広報発行事業	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	

第5節 障害福祉サービスの提供体制の確保とサービス見込量

1. 地域移行

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

施設等から在宅生活や共同生活援助等での生活への移行を進めるためには、居宅介護など訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービス、共同生活援助などの居住系サービスの調整や地域移行を支援する相談支援が重要となり、事業所の体制整備への働きかけが必要です。

(2) 実績と見込量

① 訪問系サービス

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	128	180	193	207	222	238
	利用時間数 (時間/月)	1,651	1,563	2,123	2,277	2,442	2,618
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	2	2	3	4	5	6
	利用時間数 (時間/月)	825	395	507	676	845	1,014
同行援護	利用者数 (人/月)	2	3	4	5	6	7
	利用時間数 (時間/月)	9	9	12	15	18	21
行動援護	利用者数 (人/月)	0	0	1	2	3	4
	利用時間数 (時間/月)	0	0	10	20	30	40
重度障がい者 等包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1
	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	60

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

②日中活動系サービス(施設等におけるサービス)

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (人/月)	218	238	243	248	253	259
	利用時間数 (時間/月)	4,131	4,217	4,374	4,464	4,554	4,662
うち、重度障がい者	利用者数 (人/月)	11	16	16	17	17	17
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	4	8	10	12	14	17
	利用時間数 (時間/月)	39	67	85	107	135	171
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	1	0	1	2	3	4
	利用時間数 (時間/月)	18	0	16	32	48	64
就労選択支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1
	利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	10
就労移行支援	利用者数 (人/月)	5	9	9	10	10	11
	利用時間数 (時間/月)	74	54	90	100	100	110
就労継続支援 A型	利用者数 (人/月)	6	29	30	31	32	33
	利用時間数 (時間/月)	216	417	480	496	512	528
就労継続支援 B型	利用者数 (人/月)	384	454	467	481	495	509
	利用時間数 (時間/月)	6,587	6,984	7,291	7,612	7,947	8,297
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1

③居住系サービス

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	1	2	3	4	5	6
共同生活援助	利用者数 (人/月)	136	151	161	172	184	197
うち、重度障がい者	利用者数 (人/月)	4	4	5	6	7	8
施設入所支援	利用者数 (人/月)	117	129	128	126	124	122
療養介護	利用者数 (人/月)	21	24	27	31	35	40
短期入所	利用者数 (人/月)	26	63	80	101	128	162
	利用時間数 (時間/月)	222	289	400	505	640	810
うち、重度障がい者	利用者数 (人/月)	16	17	22	28	35	44

④相談支援

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	258	260	267	274	281	288
地域移行支援	利用者数 (人/月)	1	0	1	2	3	4
地域定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	2	3	4	5

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 提供体制の確保と見込量設定の方針

入院中の精神障がいのある人が地域生活へ移行する際に必要な福祉サービスの提供体制を整備し、様々な関係機関が相互に連携を図れる体制を構築します。

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

(2)実績と見込量

①精神障がい者の障害福祉サービスの利用者数

サービス名		単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系	自立生活援助	利用者数 (人/月)	1	0	1	2	3	4
	共同生活援助	利用者数 (人/月)	65	63	63	64	64	65
相談系	地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	1	2	3	4
	地域定着支援	利用者数 (人/月)	1	1	2	3	4	5
日中活動系	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	1	2	3	4

令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画 (P)	目 標 値	項 目		年 度	計 画 値	実 績
		居住系	自立生活援助	令和 3 年度	1	1
令和 4 年度	2			0		
令和 5 年度見込	2			1		
共同生活援助	令和 3 年度		72	65		
	令和 4 年度		77	63		
	令和 5 年度見込		83	63		
相談系	地域移行支援	令和 3 年度	1	0		
		令和 4 年度	1	0		
		令和 5 年度見込	2	1		
	地域定着支援	令和 3 年度	0	1		
		令和 4 年度	1	1		
		令和 5 年度見込	1	2		
実施 (D)	実績					
令和 5 年度	評価(C)			改善(A)		
	未達成(令和 4 年度現在) 共同生活援助において、精神障がい者に 特化した事業所が少ない。			入院中の精神障がいのある人の地域生 活への移行に向け、精神障がい者向け の共同生活援助の増設が必要である。		

②保健・医療・福祉関係者による協議の場について

協議の場の回数 関係者の参加者数		実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
開催回数(回)		1	2	2	2	2	2
参加者数(人)	合計	10	10	8	8	8	8
	保健	1	1	1	1	1	1
	医療(精神科)	3	3	2	2	2	2
	医療(精神科以外)	0	0	0	1	1	1
	福祉	5	5	3	2	2	2
	介護	0	0	1	1	1	1
	当事者・家族	1	1	1	1	1	1
目標設定及び評価の実施(回)		0	0	0	1	1	1

令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画 (P)	目 標 値	項 目		年 度	計 画 値	実 績
 実施 (D)	 実績	開催回数(回)		令和3年度	2	1
				令和4年度	2	2
				令和5年度見込	2	2
		参加者数 (人)	合計	令和3年度	8	10
				令和4年度	8	10
				令和5年度見込	8	8
			保健	令和3年度	1	1
				令和4年度	1	1
				令和5年度見込	1	1
			医療(精神科)	令和3年度	2	3
				令和4年度	2	3
				令和5年度見込	2	2
			医療(精神科以外)	令和3年度	1	0
				令和4年度	1	0
				令和5年度見込	1	0
			福祉	令和3年度	2	5
				令和4年度	2	5
				令和5年度見込	2	3
			介護	令和3年度	1	0
				令和4年度	1	0
				令和5年度見込	1	1
			当事者・家族	令和3年度	0	1

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

				令和４年度	0	1
				令和５年度見込	0	1
		目標設定および評価の実施(回)	令和３年度	1	0	
			令和４年度	1	0	
			令和５年度見込	1	0	
令和５年度	評価(C)			改善(A)		
	ほぼ達成(令和４年度現在) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて話し合うことができたが、地域住民から障がい理解が得られないなどの課題が多い。			今後も課題解決に向けて、普及啓発活動の拡充や、地域で精神障がい者を支える関係機関による協議を行う。		

3. 地域生活支援拠点等

(1)提供体制の確保と見込量設定の方針

地域生活支援拠点の相談機能の整備として、コーディネーターを配置し、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図ります。

(2)実績と見込量

協議の場の回数 関係者の参加者数	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数(人)	0	0	0	1	1	1
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回)	0	0	0	0	1	1

4. 障がい児支援体制

(1)提供体制の確保と見込量設定の方針

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、年々利用者が増加傾向にあります。インクルージョンを目的とした保育所等訪問支援と障害児相談支援の増加も見込まれます。希望するサービスや必要な日数を確保できるよう働きかけていくとともに、引き続き、障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制構築を推進していきます。

(2)実績と見込量

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	41	47	51	55	59	64
	利用日数 (日人/月)	335	319	329	339	349	359
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	158	164	169	174	179	185
	利用日数 (日人/月)	1,695	1,967	2,026	2,087	2,149	2,214
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	18	25	33	42	55	71
	利用日数 (日人/月)	35	42	55	71	92	120
医療型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	0.2	0	0			
	利用日数 (日人/月)	0.2	0	0			
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用日数 (日人/月)	0	0	0	2	2	2
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	52	59	65	71	79	86
医療的ケア児に対する関 連分野の支援を調整する コーディネーター	配置人数 (人)	2	4	4	4	5	5

5. 相談支援体制の充実・強化等

(1)提供体制の確保と見込量設定の方針

計画相談支援、一般相談支援、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター等重層的な仕組みを構築し、専門的な指導・助言及び人材育成、地域の相談機関との連携の各種機能の強化・充実を図ります。

また、地域自立支援協議会における事例検討を通じて抽出される課題を踏まえて、地域の支援体制の活性化を図ります。

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

(2)実績と見込量

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	-	-	-	0	1	2
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	回	-	-	-	0	3	3
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	-	-	-	0	5	5
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	-	-	-	0	3	3
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	-	-	-	0	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	回	0	0	0	1	1	1
	者	0	0	0	15	15	15
協議会の専門部会の設置数・実施回数	部会	4	4	4	4	4	4
	回	5	8	8	8	8	8

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1)提供体制の確保と見込量設定の方針

正しい知識を幅広く要する障がい福祉等サービスにおいて、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるよう、研修等を通じて知識の習得と、審査結果を活用して分析し、共有を図っていきます。

(2)実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	0	3	2	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	回	0	0	0	1	1	1

(3)令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計 画	目 標	項 目	年 度	計 画 値	実 績
(P)	値	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	令和 3 年度	5	0
 実 施 (D)	 実 績		令和 4 年度	5	3
			令和 5 年度見込	5	2
		令和 3 年度	5	0	
		令和 4 年度	5	0	
		令和 5 年度見込	5	0	
		障害者自立支援審査等支払システムによる審査結果の共有			
		評価(C)	改善(A)		
令和 5 年度		一部達成	今後も様々な研修へ参加し、障害福祉サービスについての理解を深める。 また、障害者自立支援審査等支払システムによる審査結果の共有について、どのようにデータを活かしているか県内の先行事例の情報を得る。		

7. 発達障がい者等に対する支援、障がい児支援体制

(1)提供体制の確保と見込量設定の方針

発達障がいのある方の早期発見・早期支援には、発達障がいのある方及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を推進していきます。

(2)実績と見込量

サービス名	項目	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	受講者数	4	8	12	12	12	12
	実施者数	0	1	1	1	1	1

(3)令和3～5年度の成果目標に対するPDCAサイクルに基づく評価

計画(P)	目標値	項目	年度	計画値	実績
 実施(D)	 実績	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	令和3年度	5	4
			令和4年度	5	8
			令和5年度見込	5	12
		(内訳)ペアレントサポート講座の実施	令和3年度		4
			令和4年度		8
			令和5年度見込		12

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

令和5年度	評価(C)	改善(A)
	ほぼ達成(令和4年度現在) ペアレントサポート講座の実施を行った。	関係機関や関係各課と連携し、受講者や実施者を確保し、今後も保護者の支援を図っていく。

8. 地域生活支援事業

(1)提供体制の確保と見込量設定の方針

障がいのある人の理解を深め、権利擁護を目的とした研修会を開催するとともに、必要な人が福祉サービスを利用できるよう、周知に努めていきます。

また、スポーツ教室や芸術作品展開催など様々な機会を通じて、他者との交流の機会を作っていきます。

障がい者虐待防止については、障がい者虐待防止センターを中心として様々なネットワークを活用し、虐待の未然防止、虐待発生時の迅速かつ適切な対応、再発防止に取り組めます。

(2)実績と見込量

サービス名	単位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
相談支援	事業所数(所)	2	2	2	2	2	2
機能強化	事業所数(所)	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置	設置人数(人)	2	2	1	2	2	2
手話通訳者等派遣	利用回数(回/年)	747	730	300	700	700	700
手話奉仕員養成研修事業	受講人数(人)	14	15	15	15	15	15
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	3	9	6	6	6	6
自立生活支援用具	給付件数(件/年)	13	7	10	10	10	10

第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

サービス名	単 位	実績(令和5年度:見込)			見込み量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具給付事業							
在宅療養等支援用具	給付件数 (件/年)	11	12	11	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件/年)	12	8	10	10	10	10
排泄管理支援用具	給付件数 (件/年)	2,172	2,235	2,203	2,203	2,203	2,203
居宅生活動作補助用具	給付件数 (件/年)	2	5	3	3	3	3
移動支援事業	利用時間 (時間/年)	1,217	922	1,052	1,052	1,052	1,052
	利用者数 (人)	29	29	30	30	30	30
地域活動支援センター							
基礎的事業	事業所数 (所)	4	4	4	4	4	4
	利用者数 (人)	56	55	55	55	55	55
機能強化	事業所数 (所)	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	5	7	7	7	7	7
訪問入浴サービス事業	利用者数 (人)	4	4	3	5	5	5
日中一時支援事業	事業所数 (所)	16	16	18	18	19	20
	利用者数 (人)	150	151	163	177	192	208
スポーツ教室・芸術作品展開催等事業	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	利用者数 (人)	8	7	7	10	10	10
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	利用者数 (人)	2	1	2	2	2	2
虐待防止に関する研修会	開催数	1	2	2	2	2	2

第4章 計画の推進と進捗管理

第1節 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関をはじめ、様々な障がいのある人を支える団体等と連携を図りながら、地域自立支援協議会との連携を密にし、計画の推進を行います。

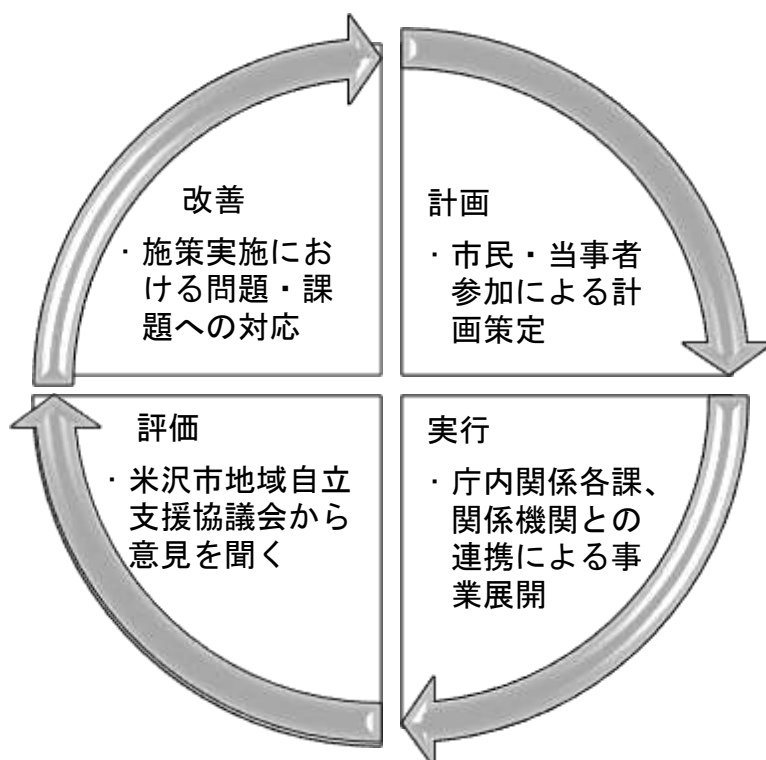
第2節 施策、事業等の実施

本計画の内容を踏まえ、計画に定める施策や事業については関係各課や関係機関との連携を図りながら実施にあたります。また、進捗状況を定期的に検証し、障がい者のニーズや事業所の現状と課題等についても把握に努めます。

第3節 評価と見直し

本計画では、成果目標の各項目について、『PDCA サイクル』に基いて評価するとともに、計画策定及びその後の過程についても『PDCA サイクル』に基く進捗管理を図り、分析、評価を行っていきます。

また、計画の進捗や成果の評価結果、今後の社会情勢の変化や、国や県の施策、市の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。



資料

1. 計画策定の体制

(1)障がい者施策推進協議会

①概要

本計画を策定するにあたり、その計画の内容等について意見を述べ、本市における障がい者及び障がい児に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査、審議しました。

②委員構成

関係団体代表者、学識経験者、公募委員 計 15 名

(2)パブリック・コメント

①概要

障がい者施策推進協議会の意見を基に修正した本計画(案)を市民に公開し、広く意見を求めました。

②実施時期

令和 5 年 12 月 1 日から令和 5 年 12 月 20 日まで

2. 本計画策定に向けた会議の開催状況

開催期日	会議名称	協議内容
令和 5 年 6 月 1 日	令和 5 年度第 1 回障がい者施策推進協議会	○米沢市障がい者施策推進協議会の目的、役割等について ○令和 4 年度障害福祉サービス等の実績について ○米沢市障がい者施策推進協議会スケジュールについて ○計画策定のためのアンケート調査結果及び施策への反映について協議
令和 5 年 8 月 4 日	令和 5 年度第 2 回障がい者施策推進協議会	○計画策定方針(案)及び成果目標に対する PDCA サイクルに基づく評価について協議 ○障害福祉サービスの提供体制の確保とサービス見込み量について協議
令和 5 年 10 月 5 日	令和 5 年度第 3 回障がい者施策推進協議会	○本計画素案について協議 ○パブリックコメントの実施について

3. 米沢市障がい者施策推進協議会条例

昭和 56 年 3 月 26 日

条例第 9 号

改正 昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号

平成 6 年 6 月 27 日条例第 14 号

(題名改称)

平成 20 年 3 月 31 日条例第 21 号

(題名改称)

平成 22 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 36 条第 4 項に規定する地方障害者施策推進協議会として、米沢市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 条例 14・平 20 条例 21・平 22 条例 8・平 24 条例 11・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 法第 2 条第 1 号に規定する障害者(以下「障がい者」という。)

(4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者

(5) その他市長が適当と認める者

(平 22 条例 8・平 24 条例 11・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平 22 条例 8・追加)

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平 22 条例 8・旧第 3 条繰下・一部改正)

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 22 条例 8・旧第 4 条繰下・一部改正)

(関係者の出席等)

第 6 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(平 22 条例 8・追加)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(昭 57 条例 2・旧第 6 条繰上、平 22 条例 8・旧第 5 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日条例第 8 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 90 号)附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。

4. 米沢市障がい者施策推進協議会委員名簿

(50 音順・敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
赤 坂 有 紀	米沢市社会福祉協議会 地域支援課 生活支援係長
石 垣 龍 次	米沢公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官
金 子 由 美	公募委員
栗 原 裕 俊	米沢中央高等学校 校長
近 野 謙 治	公募委員
斎 藤 一 夫	成年後見センター ぱあとなあ山形
齋 藤 定 雄	米沢市身体障がい者福祉協会 会長
佐 藤 哲	米沢市特別支援教育部会 部会長
情 野 浩 二	米沢商工会議所 総務企画部 主幹
高 村 和 宏	山形県置賜保健所 地域保健福祉課長
堤 全 隆	米沢市民生委員児童委員連合協議会 副会長
原 田 育 子	米沢市手をつなぐ育成会 事務局
平 間 み ゆ き	ピアカウンセラー
穂 坂 雅 之	米沢市医師会 理事
山 科 拓 巳	山形県立米沢養護学校 進路部長

5. 用語の解説

(あ)

○意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う。

○一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労のこと。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行う。

○医療型児童発達支援

機能訓練や医療的管理下での支援が必要な肢体不自由障がいのある子どもとその家族に対し、児童発達支援と治療を行う。

○医療的ケア

人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児。

○医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、本人の健康を維持しつつ、支援のための環境構築を推進する役割をもつ。

○インクルージョン

「包含、包み込む」ことを意味し、教育及び福祉の領域においては「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。

(か)

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者などの一般相談などを総合的に行う機関。

○共同生活援助(グループホーム)

地域の共同生活住居において、主に夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行う。

○強度行動障がい者

自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻繁に示すことなどを特徴としている障がいのある人。

○居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事を行う。

○居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが難しい重症心身障がい児等とその家族に対し、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作指導や知識技能の付与等の支援を行う。

○計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。

○権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。

○高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいなどが生じること。

○行動援護

知的障がい又は精神障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

○声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、市で発行する広報を音訳した CD 等を作成し、定期的に提供する。

(さ)

○施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

○自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

障がいのある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部の助成を行う。

○自動車燃料費助成

重度の障がい者に対する移動手段の助成として、自動車燃料費を助成する制度。

○児童発達支援

未就学の子どもとその家族に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

○児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

○児童福祉法

児童の福祉、権利、施策に関する基本的事項を定めた法律。

○社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

○重症心身障がい児・者

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者。

○重度障害者等包括支援

重度の障がいのある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助を包括的に提供する。

○重度訪問介護

重度の障がい者で常に介助を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

○就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

○就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

○就労継続支援B型

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な援助を行う。

○就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス。

○就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がいのある人に対し、企業・自宅への訪問等により、生活リズム、家計や体調管理などに関する助言、課題解決に向けての必要な連絡調整等を行う。

○手話通訳者

手話をコミュニケーション手段とする聴覚障がいのある人に対して、音声言語を用いる方との意思疎通を円滑にするために、コミュニケーションを支援する者。手話通訳者全国統一試験に合格した後に活動を行いたい都道府県の認定を受けることで手話通訳者となる。

○手話奉仕員

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者で、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するボランティアを行う。なお、本市では自ら希望し、かつ、手話通訳に十分な技術を習得した人を登録し、手話通訳を行う者を手話奉仕員としている。

○手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活の援助を行う。

○障害児相談支援

障がいのある子どもとその家族等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。

○障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

○障がい者虐待防止センター

市町村において、養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行う。

○障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対し、就業に関する相談支援、障がいの特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言、障がいのある人の日常生活・地域

生活に関する助言及び関係機関との連絡調整を行う。

○障害者職業センター

就職や職場定着・職場復帰を目指す障がい者を対象に、職業相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行う。

○障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

身体障がいのある人に交付される身体障害者手帳、知的障がいのある人に交付される療育手帳、精神障がいのある人に交付される精神障害者保健福祉手帳のこと。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者総合支援法。障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

○自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある人に対し、理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテーション等を行う。

○自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する支援を行う。

○自立支援医療

身体障がいの除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される必要な医療費の給付を行う育成医療、更正医療と、統合失調症等の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対してその通院医療費の給付を行う精神通院医療がある。

○自立支援給付

訪問系サービス、日中活動系サービス、共同生活援助・施設入所支援、相談支援の総称。

○自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費・障害児支援給付費等について、事業所の請求受付から市町村の支払まで一連の事務処理を行うための、全国共通の審査支払システム。

○自立生活援助

施設入所支援、共同生活援助等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的な訪問、相談・要請があった際の助言や医療機関等との連絡調整を行う。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力の増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため開催する。

○生活介護

常に介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。

○成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度（障がいなどにより判断能力が不十分な方を保護し支援するために、本人に代わって財産管理や契約などを行う制度）を利用することが有効であると認められる知的障がい、または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の使用の支援を行う。

○相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

また、相談支援事業所に、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することで相談支援機能の強化を図る機能強化事業がある。

○相談支援専門員

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に必要となるサービス等利用計画の作成の他、日常生活及び社会生活等における障がいのある人の総合的な相談支援を行う者。実務経験と研修の受講等により資格を得ることができる。

(た)

○短期入所

自宅で障がいのある人の介護を行う人が病気等の場合に、介護を必要とする障がいのある人に対し、施設等への短期間入所による入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行う。

○地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援が必要な人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。

○地域活動支援センター事業

身近な地域の事業所に通い、創作活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行います。なお、精神保健福祉士等の専門職員の配置や、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行う機能強化事業がある。

○地域自立支援協議会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 の規定により、地方公共団体が、単独で又は共同して、障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がいのある人等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

○地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能(相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を備えた体制のこと。

○地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

○地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

○地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

○同行援護

重度の視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行して、移動の支援を行う。

○特別支援学級

障がいの程度が比較的軽い児童生徒を対象に、小中学校に設置している学級で、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、肢体不自由、病弱等の特別支援学級がある。

○特別支援学校

学校教育法で定められた、心身障がい児を対象とする学校で、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者等に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上、生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

(な)

○内部障がい

心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がいなどの、体の内部の機能に関する障がい。

○難病

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指す。

○日常生活用具給付事業

障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付又は貸与すること等により、障がいのある人の日常生活の支援を行う。

○日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援、社会参加及び休息を図れる様に支援する。

(は)

○発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。コミュニケーションの障がいや、対人関係・社会性の障がいなどが症状における特性の一例である。

○パブリック・コメント

行政機関が条例や各種計画等を制定または策定するにあたって、ホームページ等を通じて素案を示し、これについて住民から提出いただいた意見や情報を考慮して意思決定を行う制度。

○ハローワーク(公共職業安定所)

仕事を探している方や求人事業主に対し、さまざまなサービスを無償で提供する、国(厚生労働省)が運営する総合的雇用サービス機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者や人手不足の中小零細企業を中心に、国が無償で支援を行う雇用のセーフティネットの中心的役割を担うもの。

○発達障がい者支援センター

発達障がいの早期発見、早期の発達支援等を図るため、発達障がいのある人とその家族に対し、専門的な相談、助言及び就労支援等を行うとともに、医療等の業務を行う関係機関との連絡調整や、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等に対し、発達障がいについての情報提供及び研修を行う機関。

○福祉タクシー利用助成

重度の障がい者がタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する制度。

○ペアレントサポート

子どもの育てにくさや育児困難感を抱える保護者を支援するため、子どもの行動に焦点を当てて「ほめる」ポイントを学び、子育てに前向きに取り組む自信を持つことを目的としている。保護者自身が参加できることや、市町の母子保健、子育て支援担当者や保育所保育士等の子育て支援に関わる人であれば、誰でも取り組むことができる。

○ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことをほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

○ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

○保育所等訪問支援

保育所や学校等を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等についてアドバイスを行う。

○放課後等デイサービス

小・中学校及び高等学校に通学する子どもとその家族に対し、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う。

○法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主が雇用する労働者に占める身体障がい者、知的障がい者(精神障がい者を含む)の割合が一定率以上になるよう義務付けているもの。

○訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスの提供を行う。

(や)

○米沢市障がい者施策推進協議会

公募委員や関係団体代表者、学識経験者等で構成された委員が集まり、本計画を策定するにあたり、計画内容等について意見を述べ、本市における障がい者及び障がい児に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を検討する協議会。

(ら)

○療養介護

医療を要し、常時介護を要する障がい者に対して、主として昼間において、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理課における介護及び日常生活上の世話の供与のこと。

6. アンケート調査結果

(1) 調査目的

現在の障がい者福祉に関する課題等を把握するとともに、今後の意向等を調査し、第7期米沢市障がい福祉計画及び第3期米沢市障がい児福祉計画の策定及び障がい者福祉施策の推進に役立てる。

(2) 調査方法

① 調査期間 令和5年1月～令和5年2月

② 対象

- ・対象者：身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者)
- ・対象人数：1,500人
- ・抽出方法：対象人数を身体障害者手帳保持者(3,297人)、療育手帳保持者(642人)、精神障害者保健福祉手帳保持者(548人)で案分する。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者については無作為抽出、身体障害者手帳所持者については、65歳未満と65歳以上が同数となるように範囲内で無作為抽出する。手帳を複数保持している場合は保持者数の少ない手帳を優先する。(所持者数は令和4年11月22日現在)
- ・送付人数：身体障害者手帳保持者1,140人(65歳未満570人、65歳以上570人)、療育手帳保持者210人、精神障害者保健福祉手帳保持者：150人

(3) 調査方法

調査票を郵送し、回答後返信用封筒にて回収

3. 回答状況

(1) 全体

送付数	回答数	回答率
1,500	775	51.7%

(2) 年齢別

	身体障害者手帳	療育手帳	精神手帳
送付数(A)	1,140	210	150
回答数(B) (B/A%)	575(50.4%)	128(61%)	72(48%)
65歳未満	260	116	60
65歳以上	315	12	12

障がい福祉に関するアンケート調査(障がい別クロス集計版)

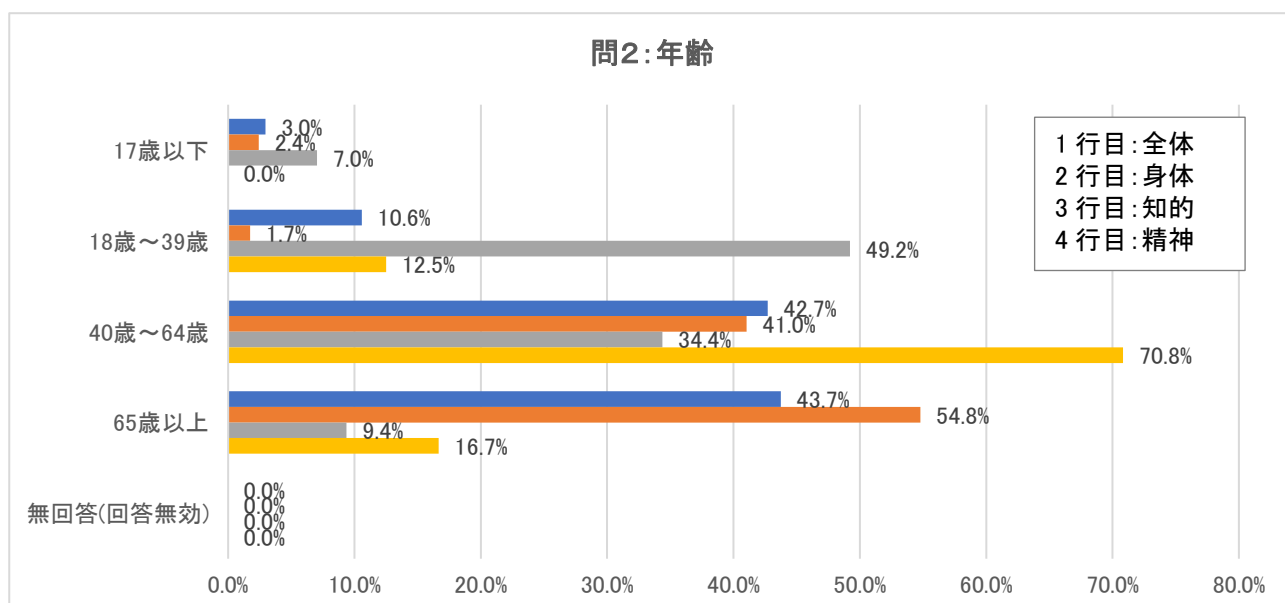
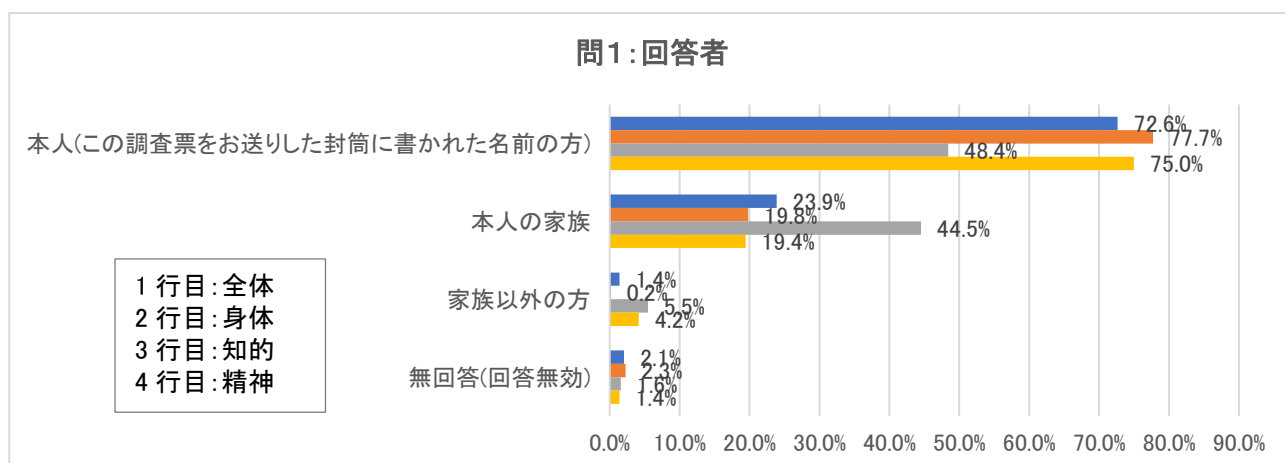
1. あなたの年齢、ご家族などについて

○回答から見る状況

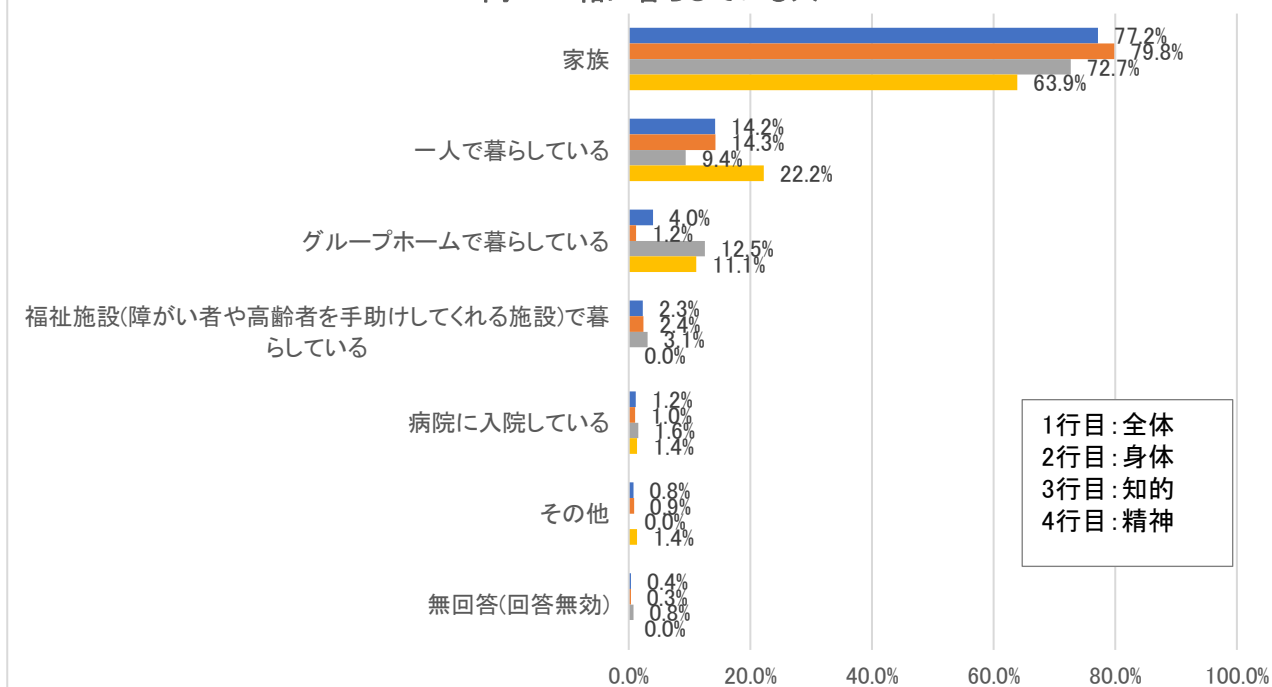
- ・問2より、年齢構成は、知的障がい者で「18～39歳」の項目が一番高く、比較的若いことが考えられるが、精神障がい者は「40～64歳」の割合が7割、身体障がい者は「65歳以上」の割合が5割を超えており、精神障がい者と身体障がい者は年齢層が高いことが伺える。
- ・問3より、一緒に暮らしている人は「家族」がどの障がい種別も多く、グループホームで暮らしている方は知的障がい者と精神障がい者の割合が高い。また、一人暮らしをしている方は精神障がいの方の割合が高い。
- ・問5より、一番手助けを行う家族の年代は60代以上が最も高く、介護者の高齢化が伺える。特に精神障がい者を手助けする家族では60代、70代の割合が高く、80代も1割である。また、一番手助けしてくれる人の性別は、女性が多い。

○全体の傾向、課題等

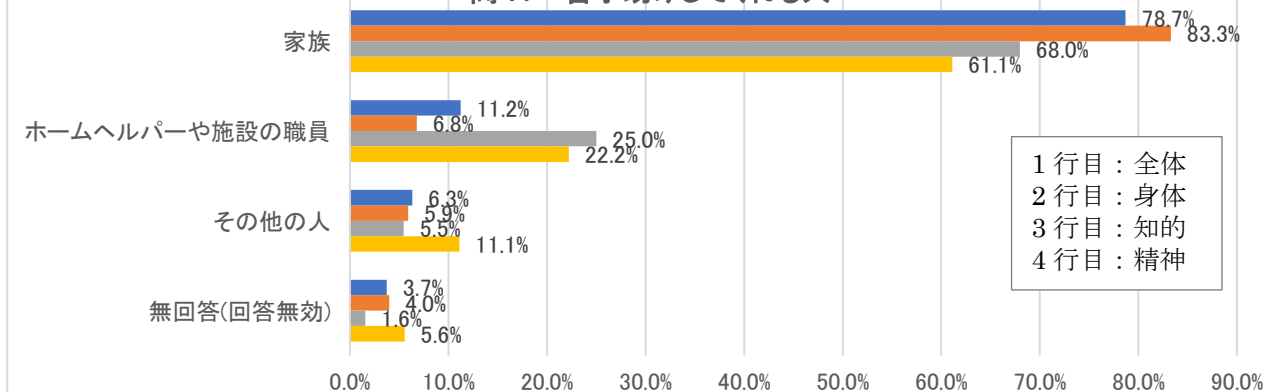
- ・身体、精神は回答者の年齢層が高く、さらにそれを介護する家族の年齢も高齢化している現状が伺える。介護者の健康状態が悪いという回答も一定数見られる。障がい者と暮らす家族の介護・経済的負担の軽減が必要と考えられる。

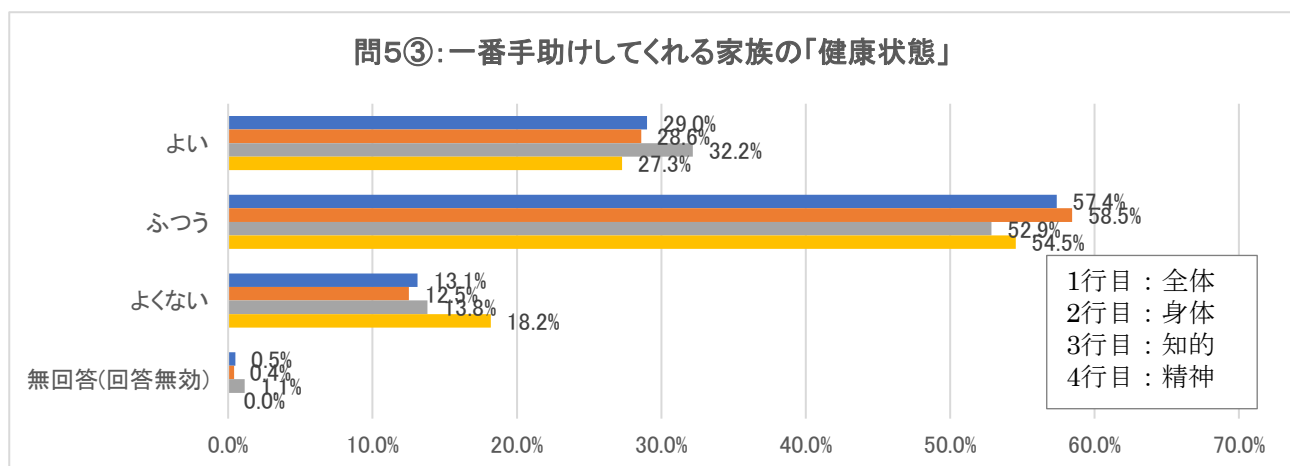
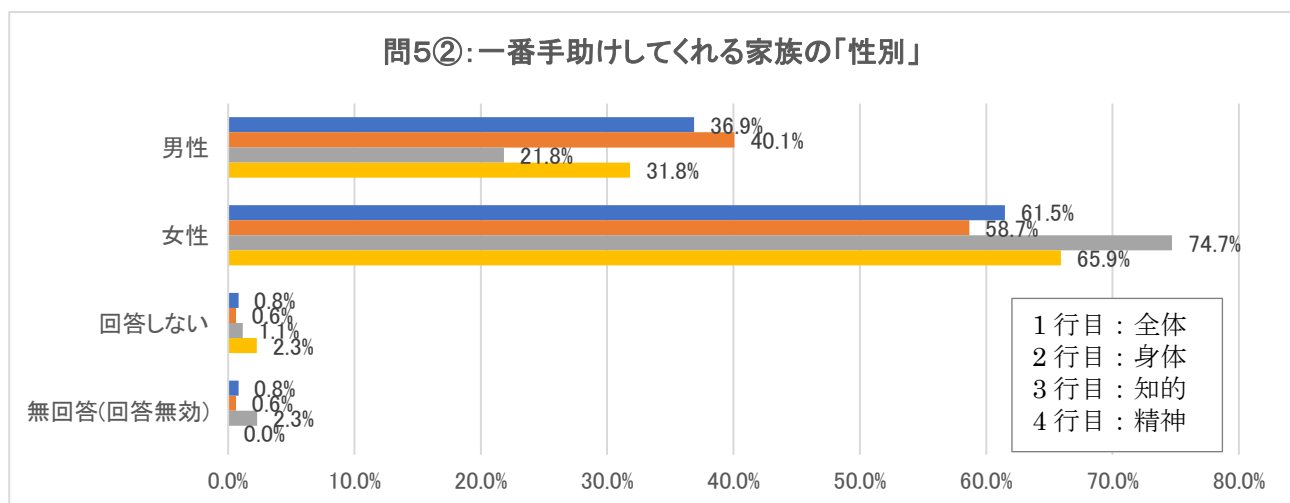
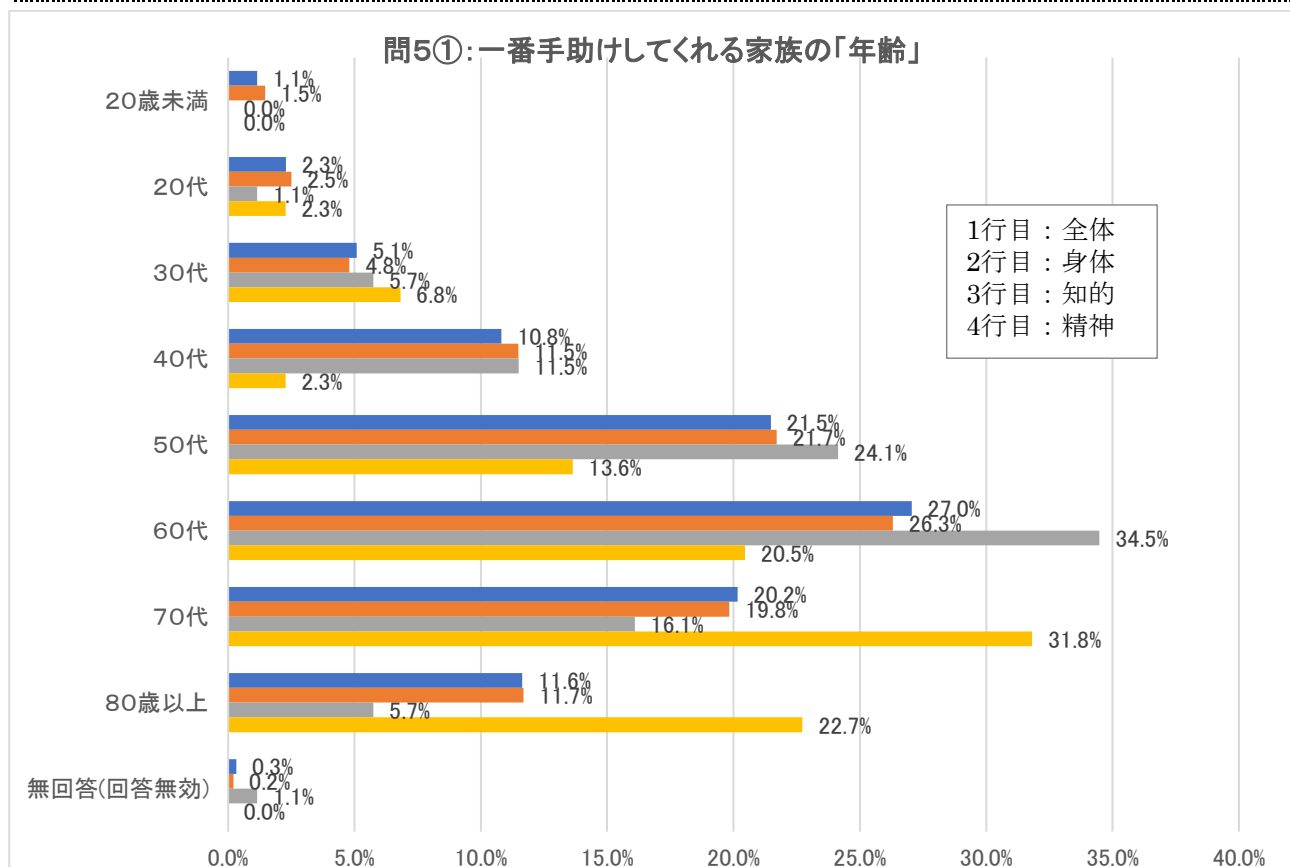


問3:一緒に暮らしている人

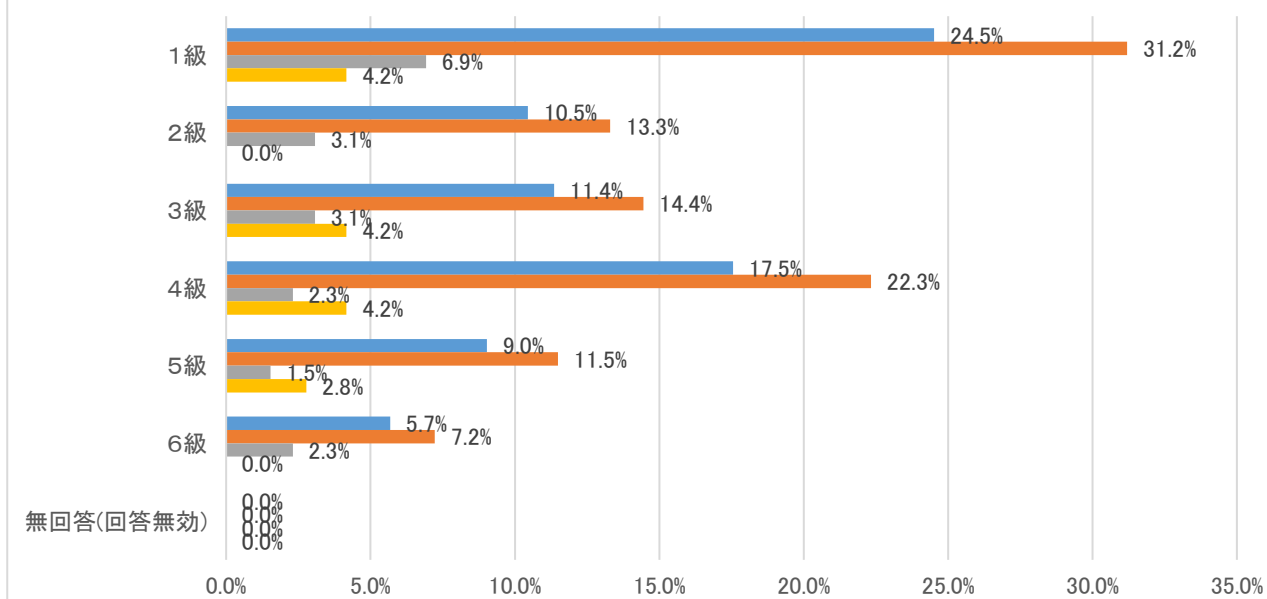


問4:一番手助けしてくれる人

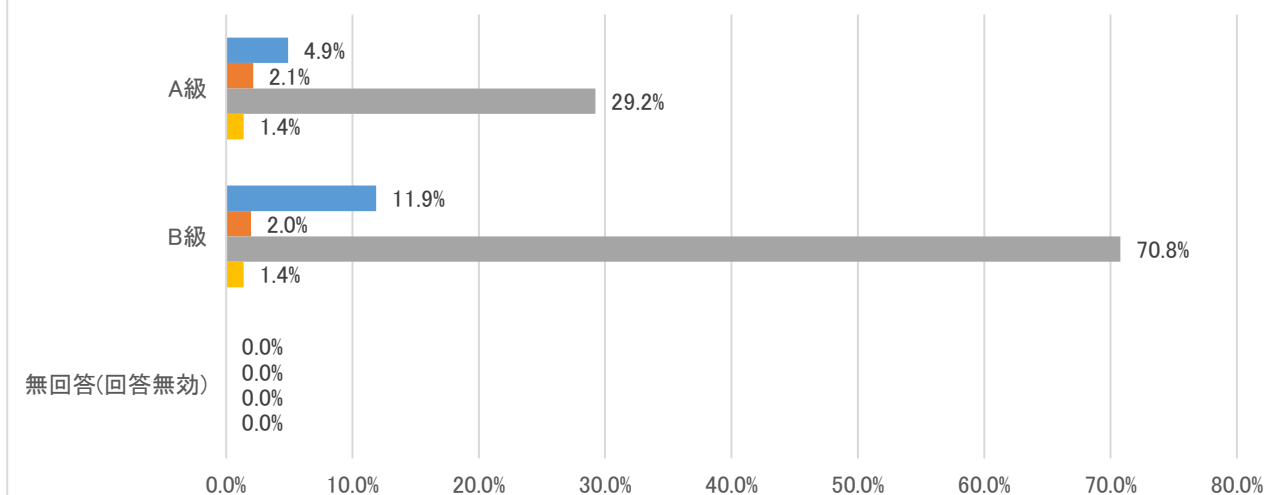




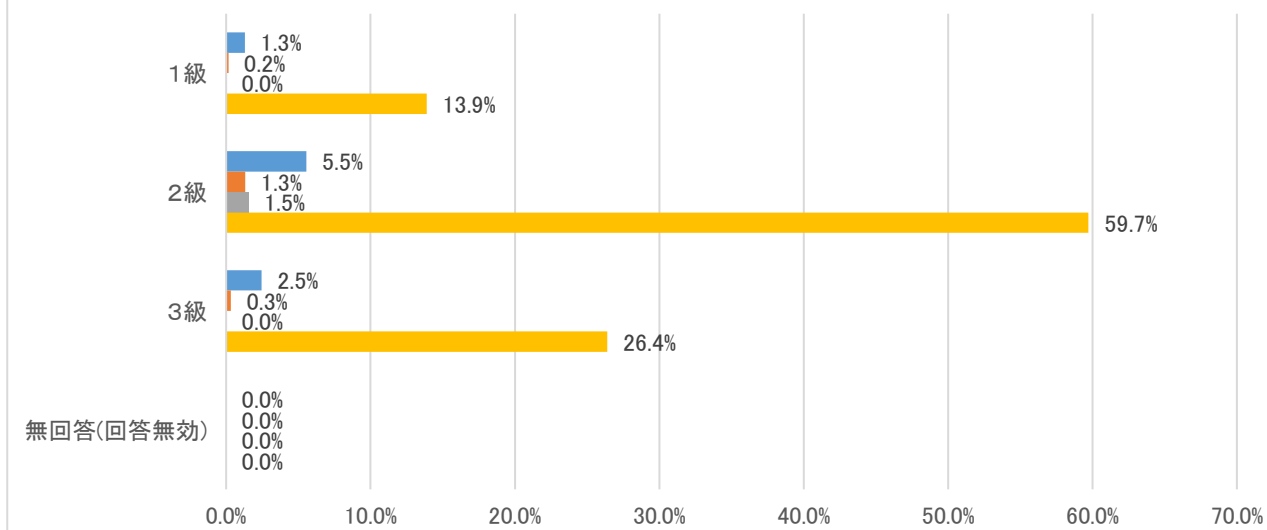
問6①:手帳の種類(身体障害者手帳)



問6②:手帳の種類(療育手帳)



問6③:手帳の種類(精神障害者保健福祉手帳)



2. 住まいや暮らしについて

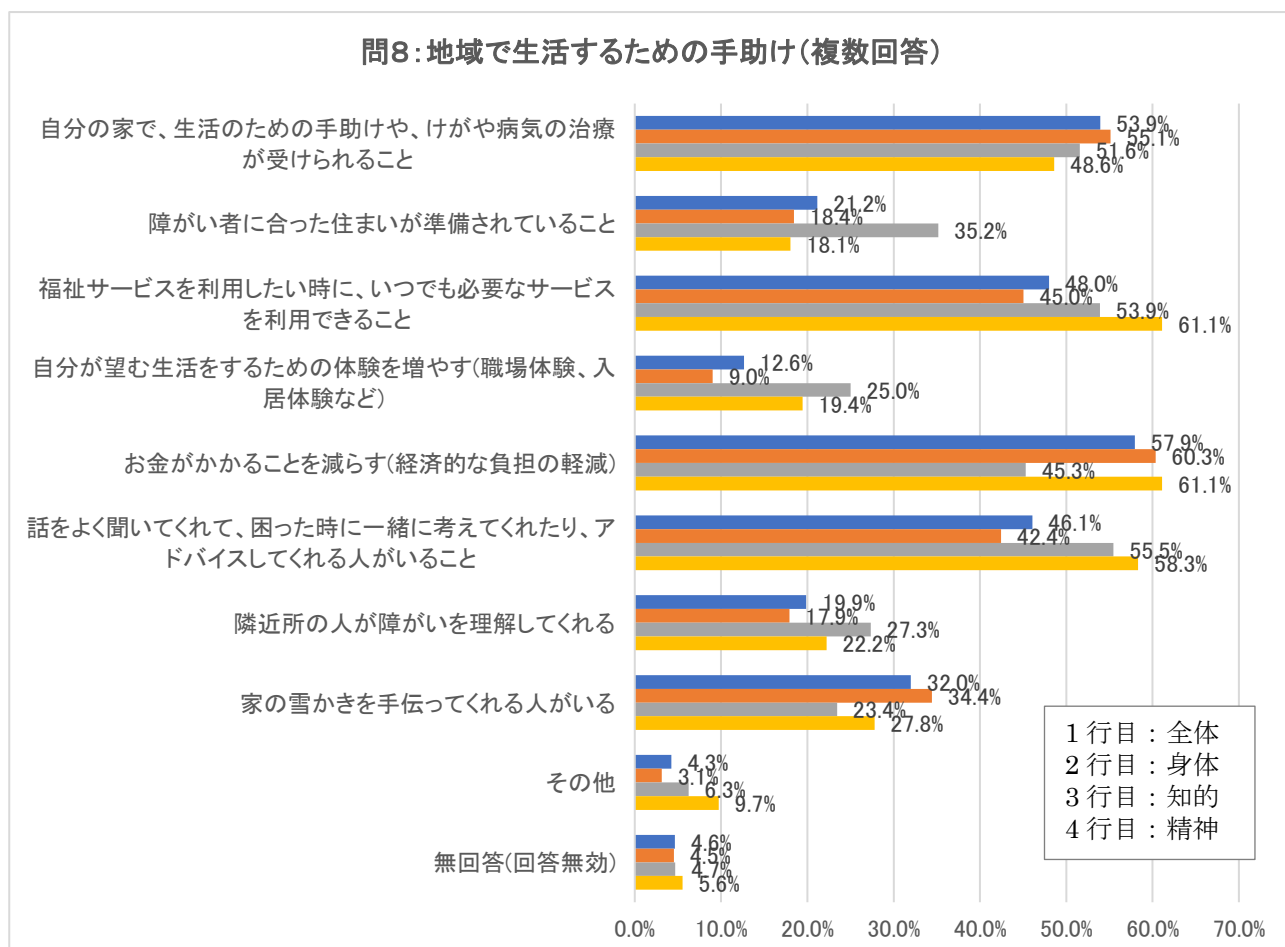
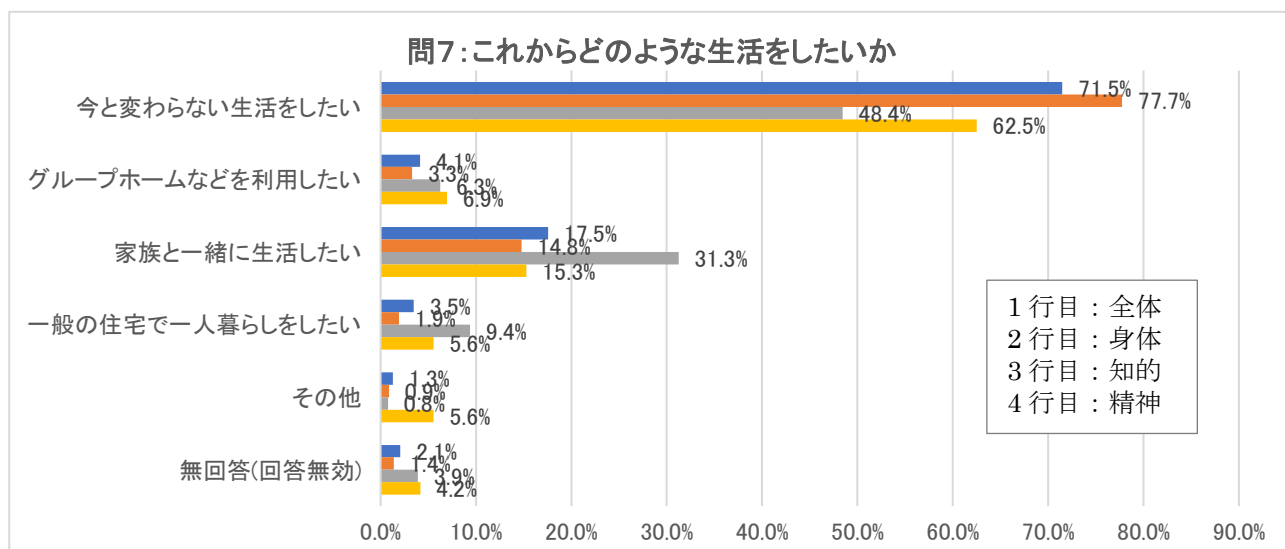
○回答から見る状況

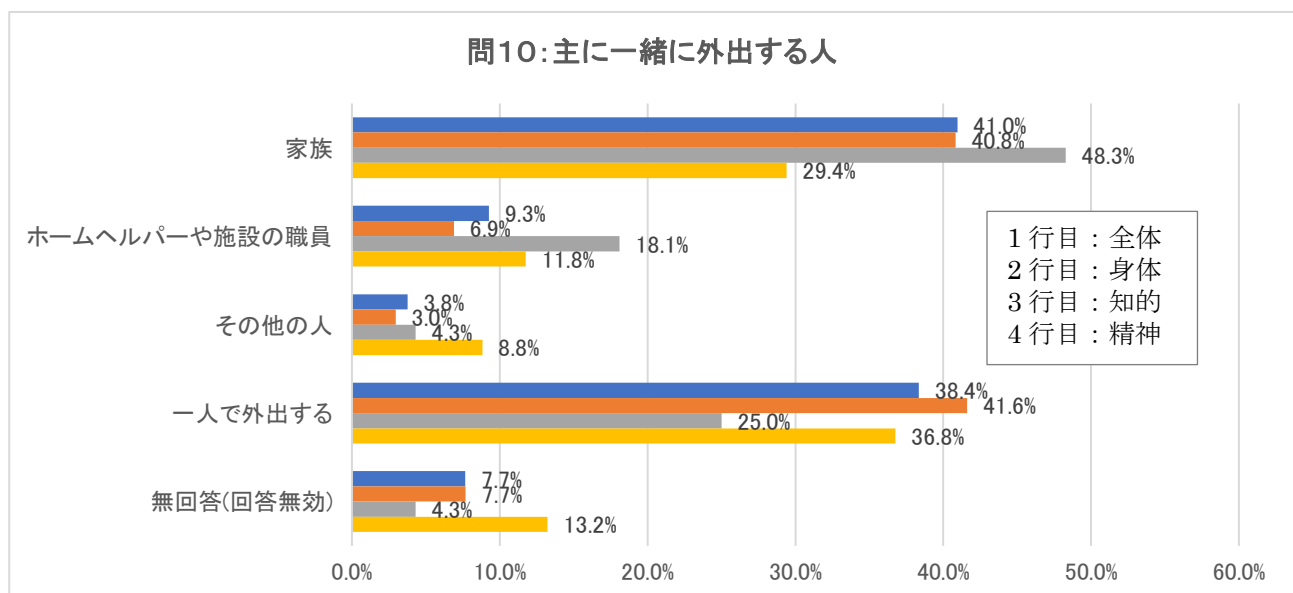
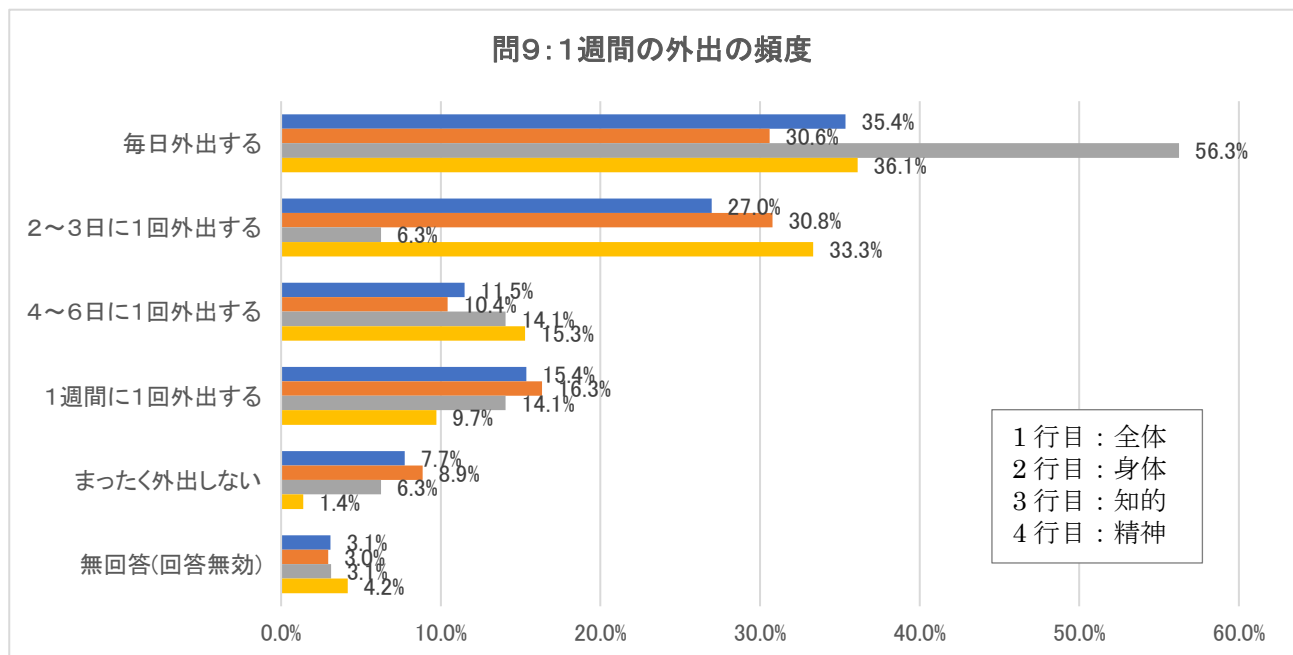
- ・問 7 より、これからの暮らしについて、身体障がい者では約 7 割の方が「今と変わらない生活したい」と回答している。「家族と一緒に生活したい」と回答した方は知的障がい者の割合が高い。知的障がい者では、問 3 の結果からグループホームで生活する方の割合が高いことが影響していることも考えられる。
- ・問 8 より、地域で生活するための手助けとして、「お金がかかることを減らす（経済的な負担の軽減）」がどの障がい種別でも割合が高く、知的障がい者、精神障がい者では「話をよく聞いてくれ、困った時に一緒に考えてくれたり、アドバイスをしてくれる人がいること」「福祉サービスを利用したい時にいつでも必要なサービスを利用できること」と回答した割合が高い。
- ・問 9 より、1 週間の外出頻度については、知的障がい者の割合が高い。
- ・問 11 より、外出の目的について「職場へ行く・学校へ行く・施設へ行く」は知的障がい者の割合が高い。日中に学校や福祉施設に行っている方が多いためであると考えられる。「病院へ行く」では、身体障がい者、精神障がい者の割合が高い。
- ・問 12 より、外出する時に困ることでは、「利用できる電車（列車）やバスが少ない・まったくない」の割合や「出かけるのにお金がかかる」と答えた方が多いが、中でも精神障がい者の割合が他の障がい種別と比べて高い。「出かけ先で困った時にどうすればいいのか心配」と答えた方は知的障がい者の割合が高い。
- ・問 13 より、新型コロナ感染拡大による日中の変化で「外出が減った」のは身体障がい者の割合が高いが、「変わらない」と答えた方も 4～5 割いる。
- ・問 15 より、平日の日中の過ごし方では「一般企業で仕事をして収入を得ている」は身体障がい者、知的障がい者では共に約 2 割だが、精神では 1 割満たない。「福祉施設・作業所に通っている」と回答する知的障がい者の割合が高い。「家で掃除や洗濯などの家事をしている」では身体障がい者の割合が高い。
- ・問 16 より、働き方については、正規職員として働いているのは身体障がい者の割合が高く、非正規職員として働くのは知的障がい者、精神障がい者の割合が高い。「正規職員として他の職員と同じように働いている」と答えた方の割合は前回同様約 3 割である。
- ・問 17 より、一般企業等での仕事について「したい」という回答よりも「仕事はできない」と答える方が、どの障がい種別でも上回っている。一方、問 18 では一般企業等で仕事をするために「訓練を受けたい」と回答する割合はどの障がい種別でも高い。
- ・問 20 より、仕事をするための手助けとして、「一緒に働く人が障がいをわかっている」「職場で仕事の困りごとなどを聴いてくれる人がいる」「職場で手助けが受けられる」「職場での移動の手助けがある」の項目がどの障がい種別でも高いが、中でも知的障がい者、精神障がい者の割合が高い。身体障がい者でも「一緒に働く人が障がいをわかっている」が最も多いが、他の障がいと比べると、様々な場面で障がいへの理解や手助けが求められていることが分かる。
- ・問 21 より、新型コロナ感染拡大による働き方の変化は「働く日数が減った又は休業した」の項目は知的障がい者の割合が高いが、全体的には「変わらない」の回答が多かった。

○全体の傾向、課題等

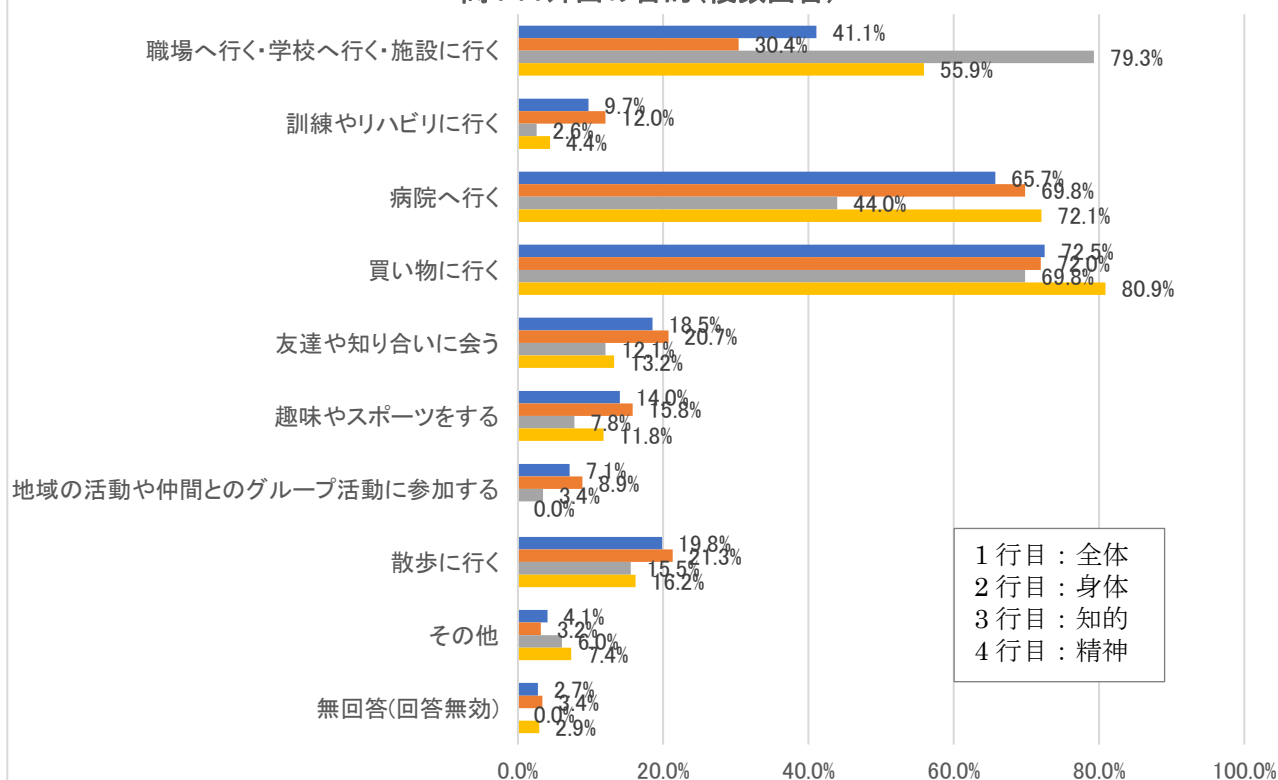
- ・地域で生活するために、経済的な面での支援と共に、話をよく聞いてくれ、支援してくれる人がいてほしいという意見が多く見られた。また、外出時の交通面の整備、外出先で困ったときの頼り先が求められている。

- ・就労関係では、障がい種別によって正規・非正規で働き方に差がある現状がある。仕事ができるようになるための訓練や、職場までの移動手段の確保、一緒に働く人への障がいの理解、手助けが受けられることを求めている方が多い。このことから、就労の受け入れ先だけでなく、全ての方へ障がいに対しての理解促進が必要と考えられる。また訓練の場としての就労継続支援等のサービス等がより受けやすいような環境づくりや周知活動や移動手段確保などの検討が必要である。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響は数字では表れなかったが、自由記載には、人との交流の減少や外出制限、給料の減少、ストレス増大、差別など様々な意見が寄せられた。

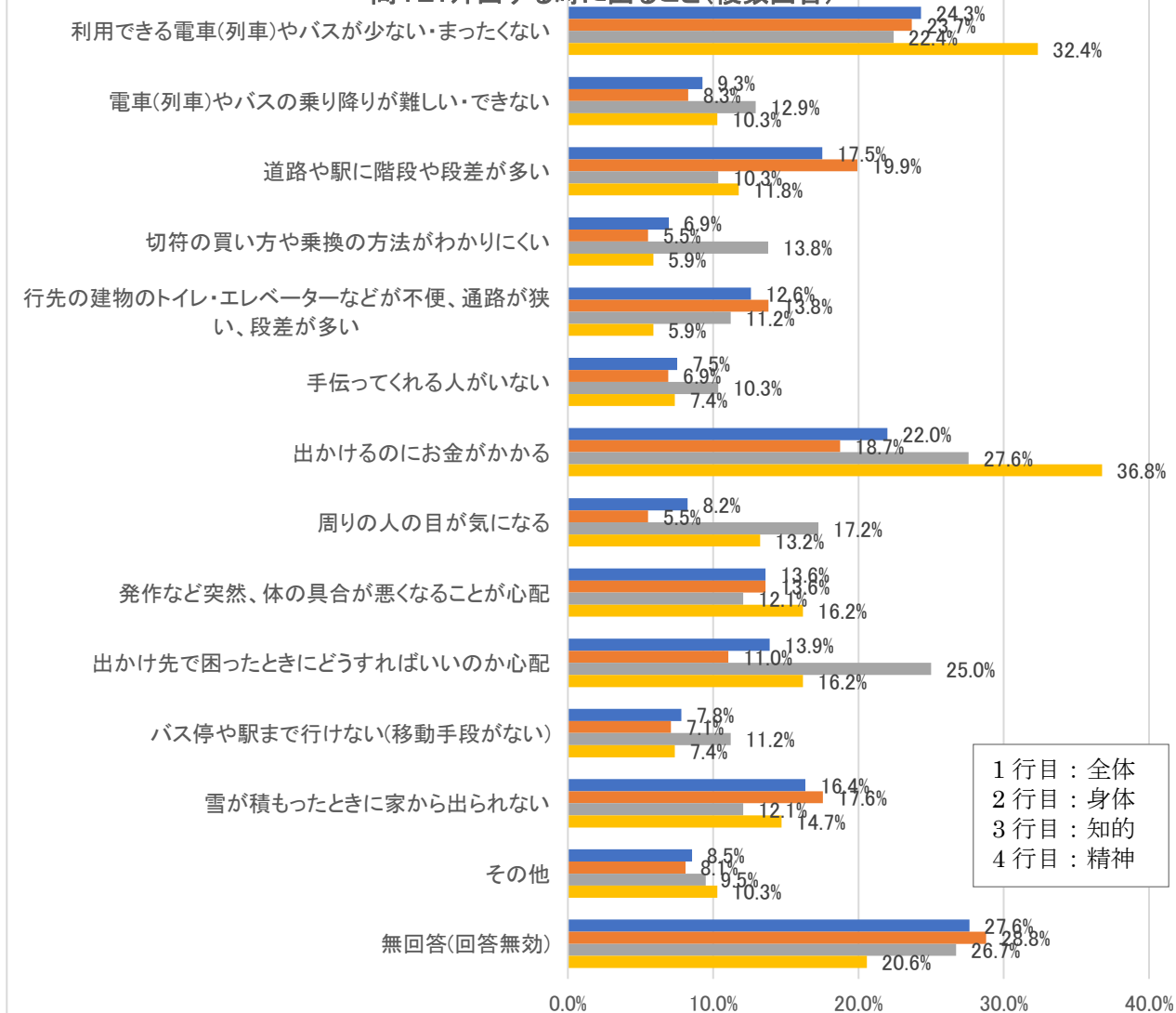




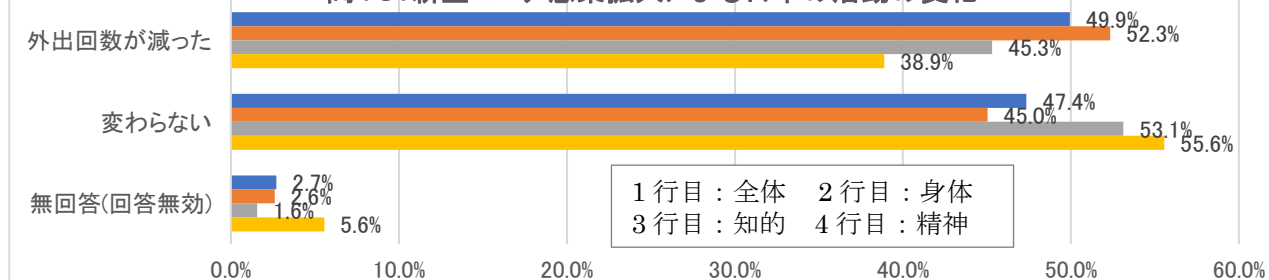
問11:外出の目的(複数回答)



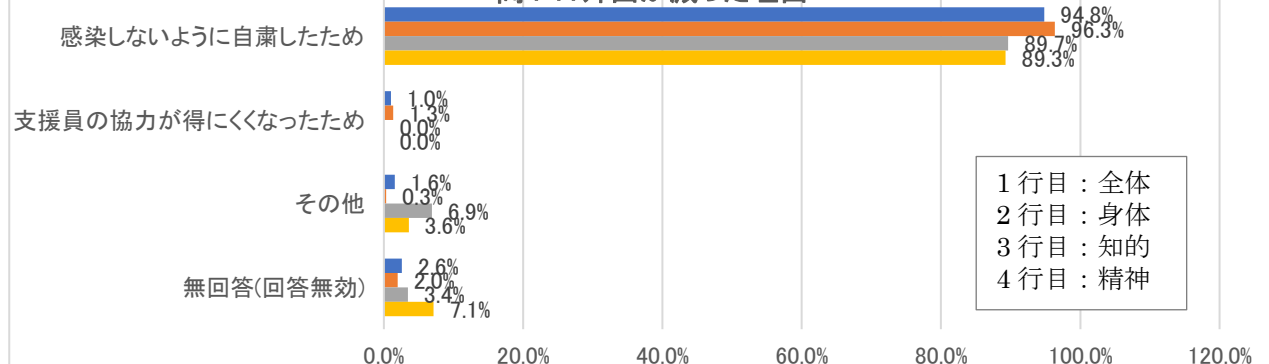
問12:外出する時に困ること(複数回答)



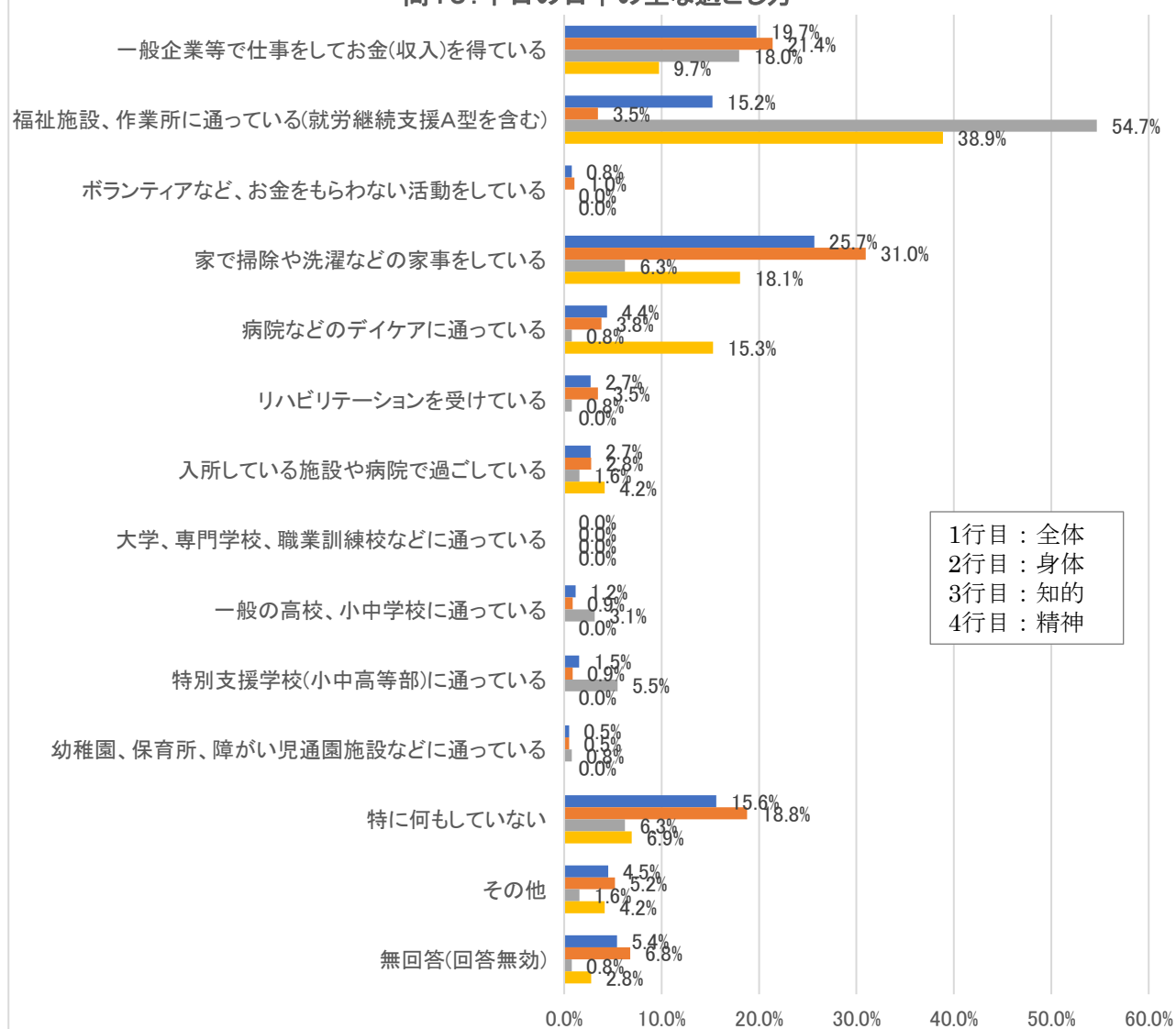
問13: 新型コロナ感染拡大による日中の活動の変化



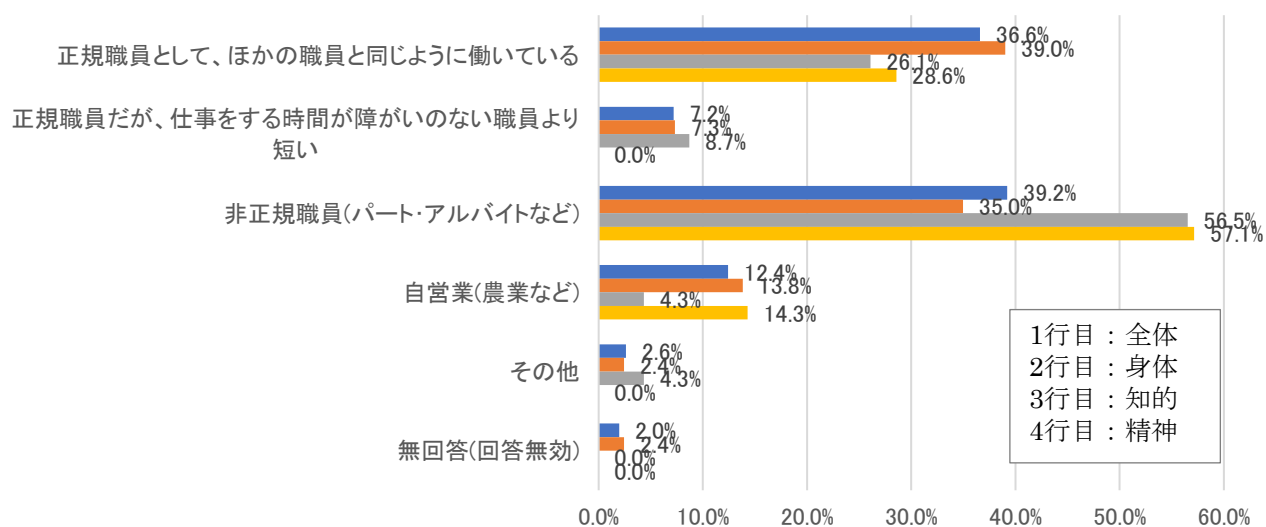
問14: 外出が減った理由



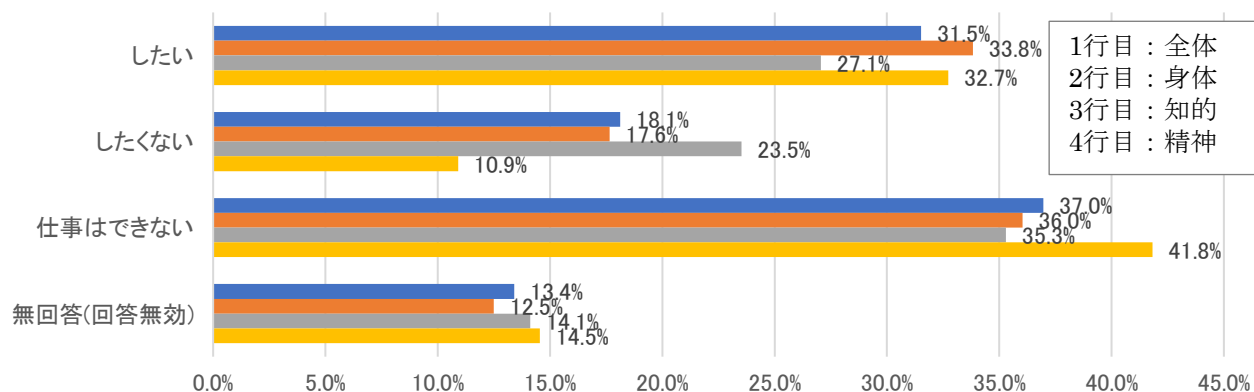
問15: 平日の日中の主な過ごし方



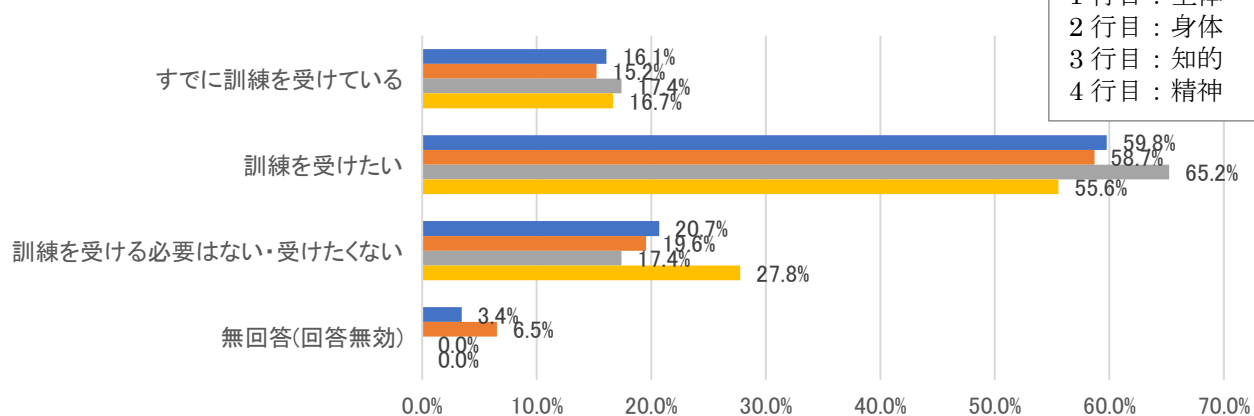
問16:どのような働き方をしているか



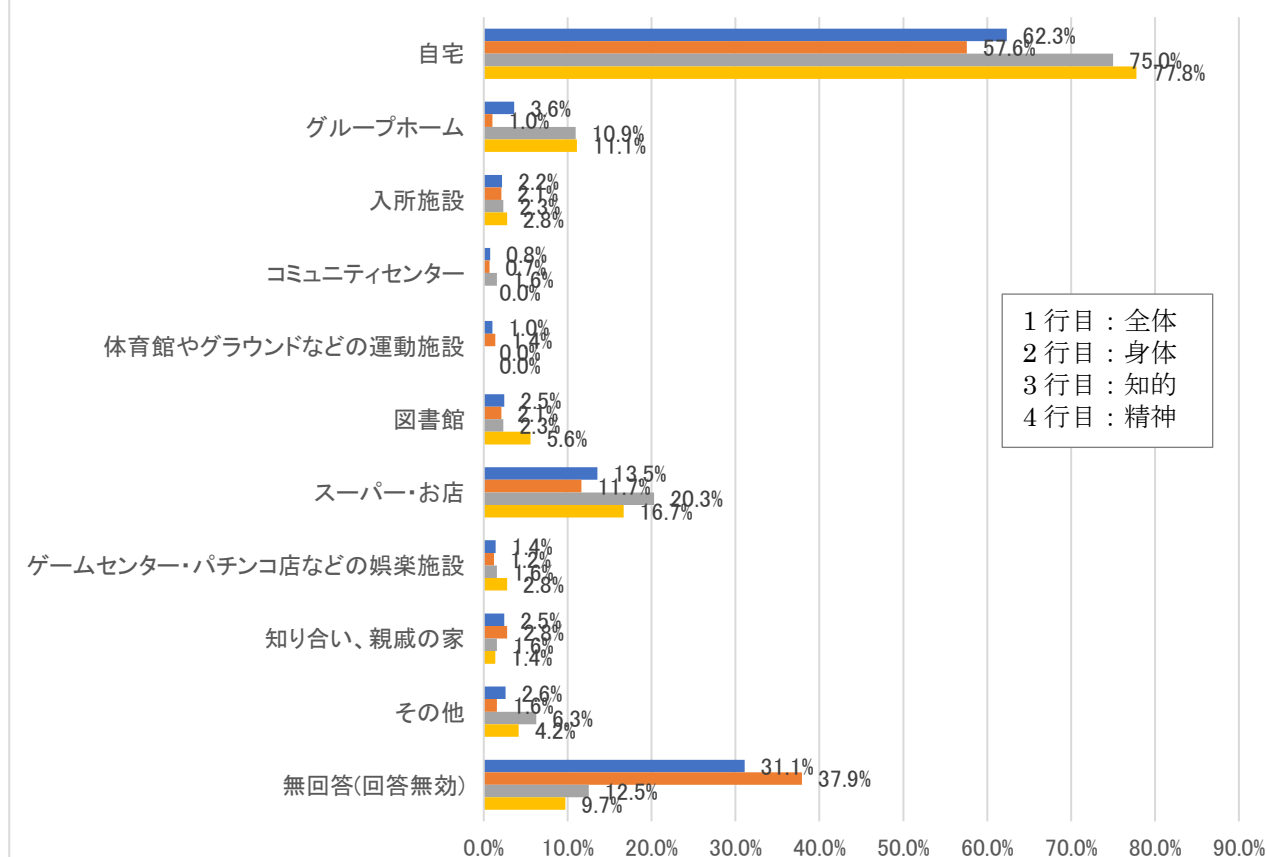
問17:一般企業等で仕事をしてお金を得たいか



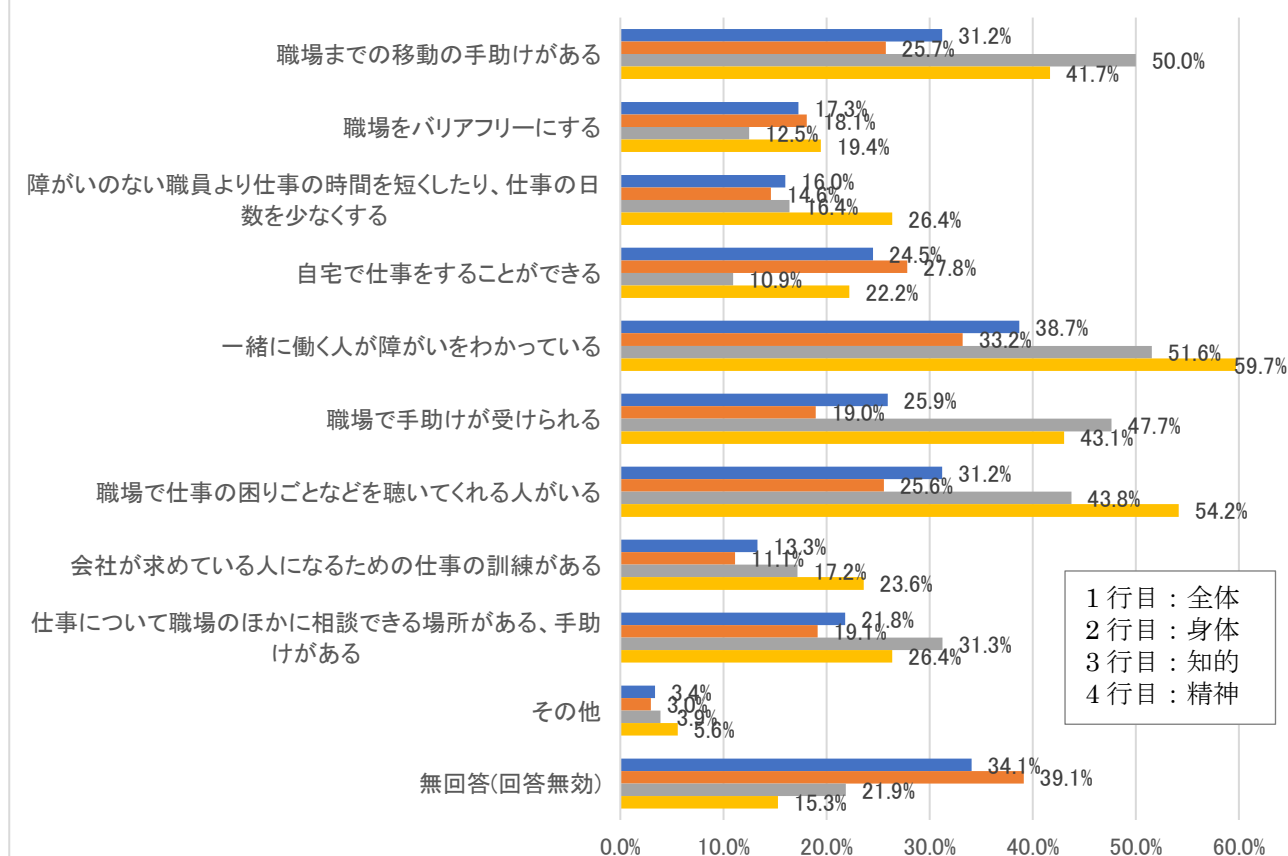
問18:一般企業等で仕事をするための訓練



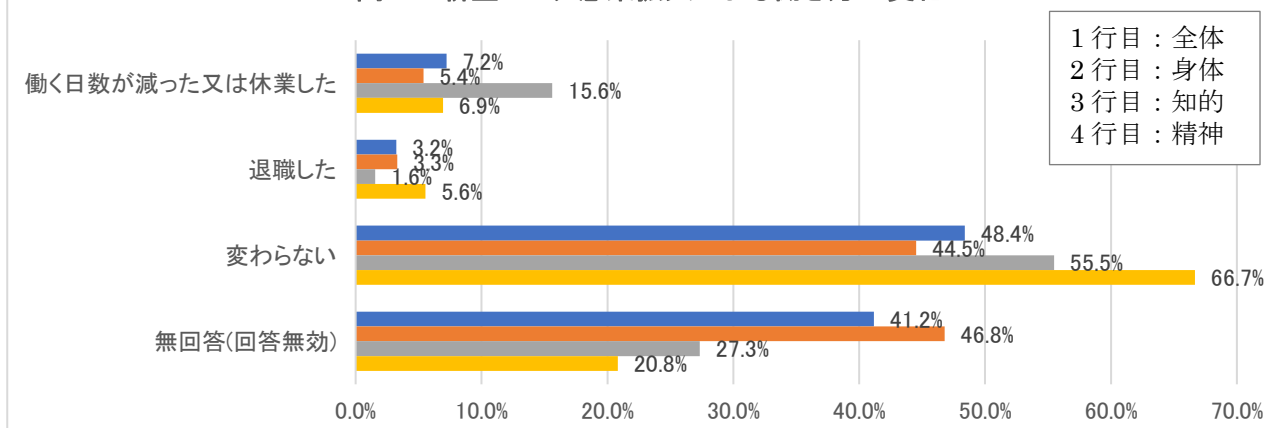
問19:仕事の後や休日に過ごす場所(複数回答)



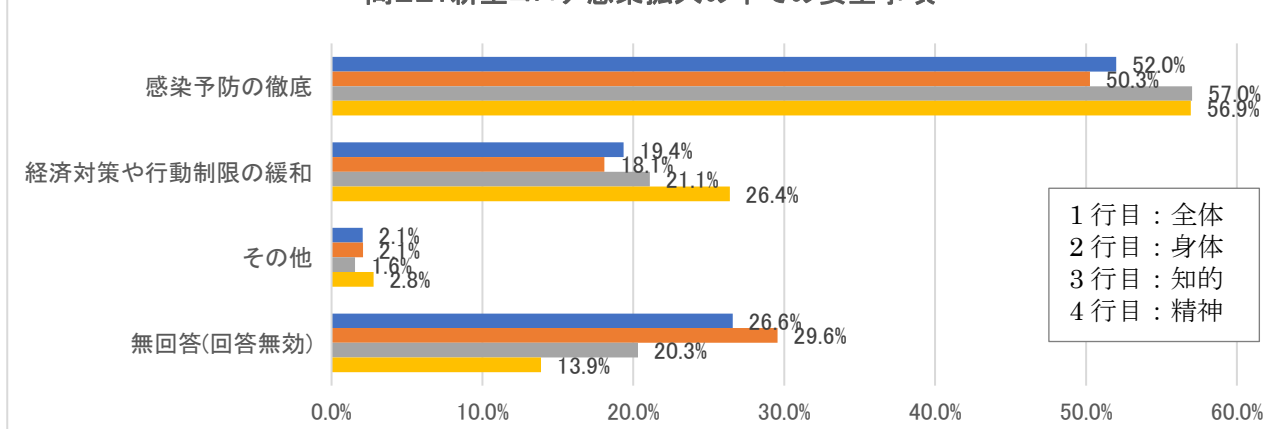
問20:仕事をするために必要な手助け(複数回答)



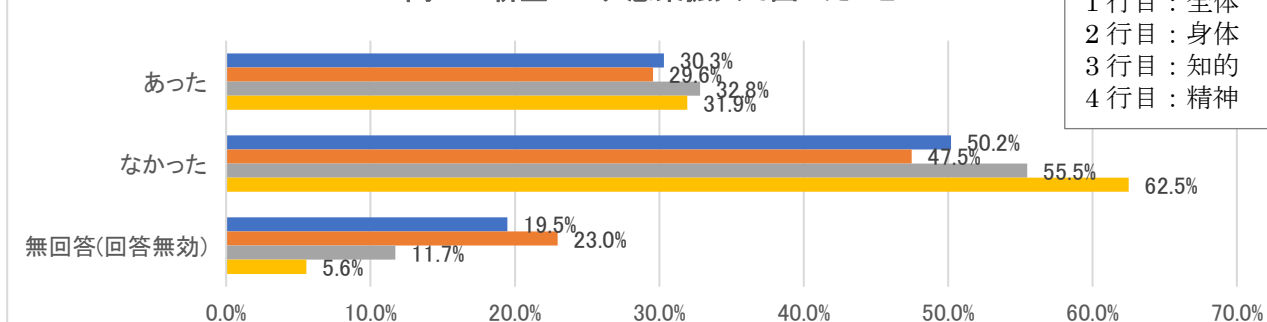
問21:新型コロナ感染拡大による働き方の変化



問22:新型コロナ感染拡大の中での要望事項



問23:新型コロナ感染拡大で困ったこと



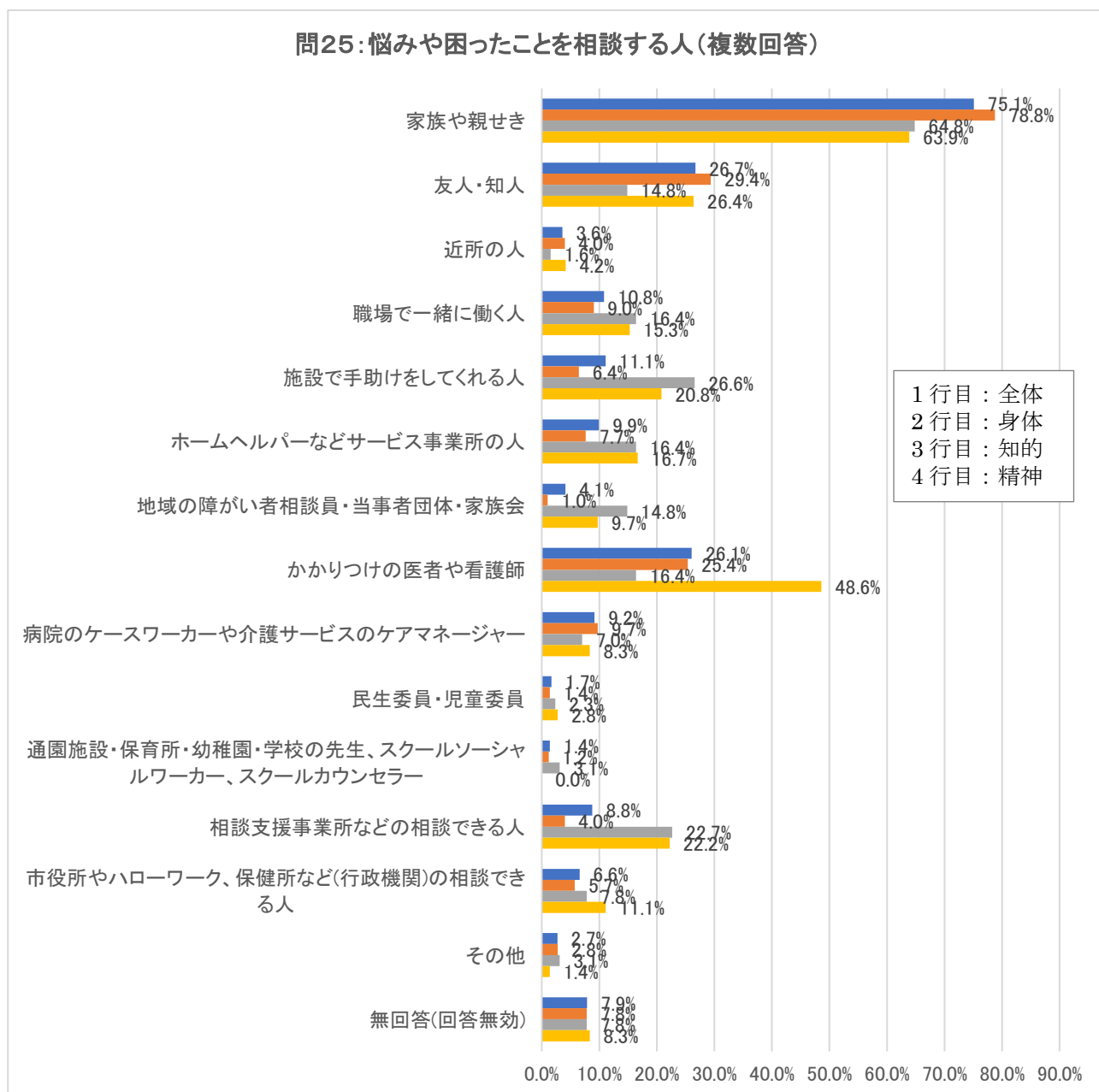
3. 相談相手

○回答から見る状況

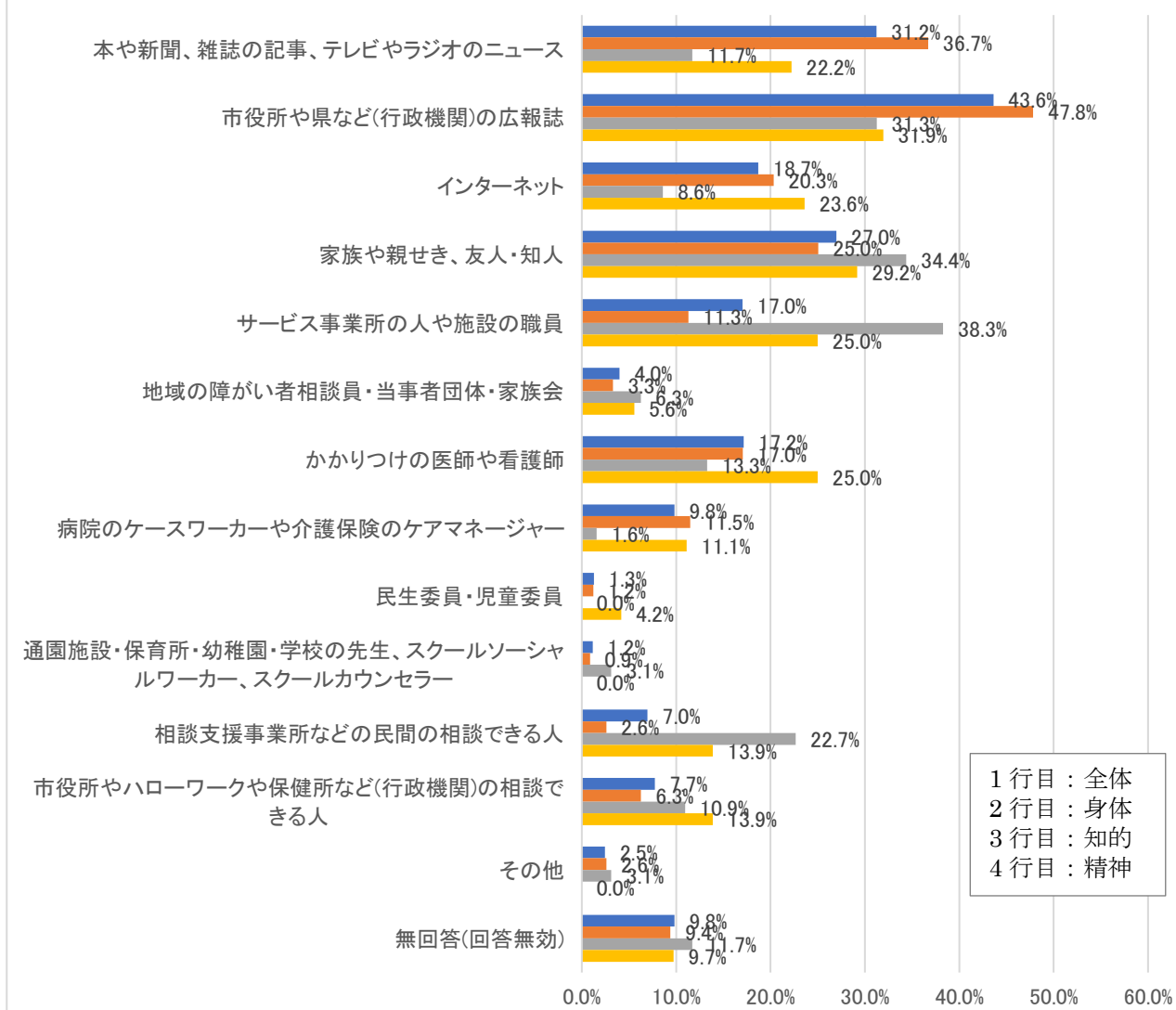
- ・問 25 より、悩みや困ったことを相談するのは「家族や親せき」に相談する方がどの障がい種別でも多いが、知的障がい者は「施設で手助けをしてくれる人」、精神障がい者は「かかりつけの医師や看護師」が高い割合になっている。
- ・問 26 より、知的障がい者は「家族や親せき、友人・知人」「サービス事業所の人や施設の職員」の項目の割合が高く、身体障がい者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「市役所や県など(行政機関)の広報誌」の項目が高い。

○全体の傾向・課題

- ・どの障がい種別でも身近に関わっている方の相談割合が高い傾向であり、障がい者の支援に関わる方への情報提供の充実を図っていく必要がある。また、市や県の広報誌なども重要な情報源となっており、普及啓発、周知啓発が必要である。



問26：障がいや福祉サービスなどの情報の入手先（複数回答）



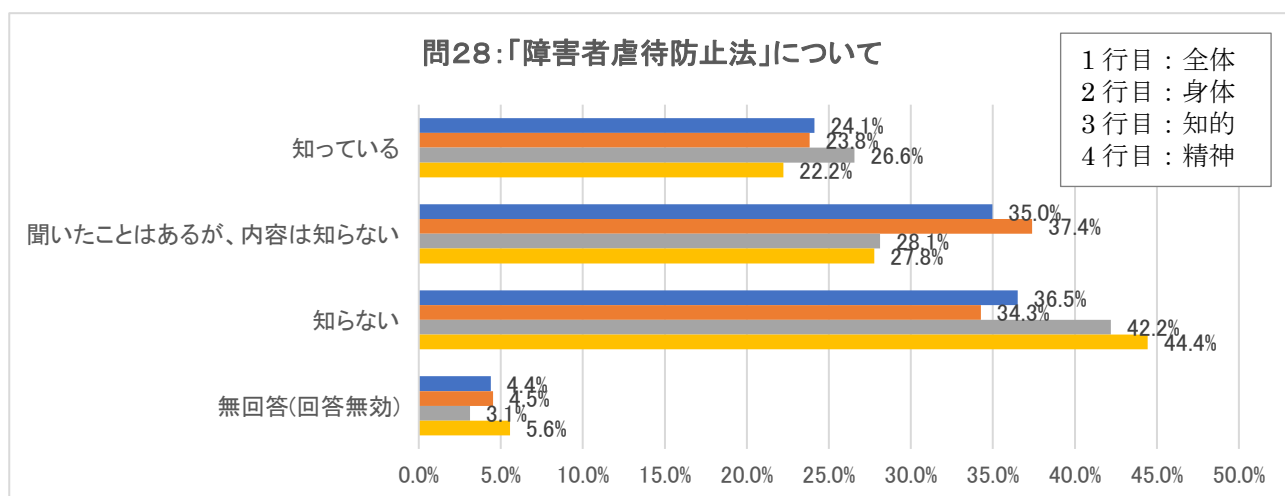
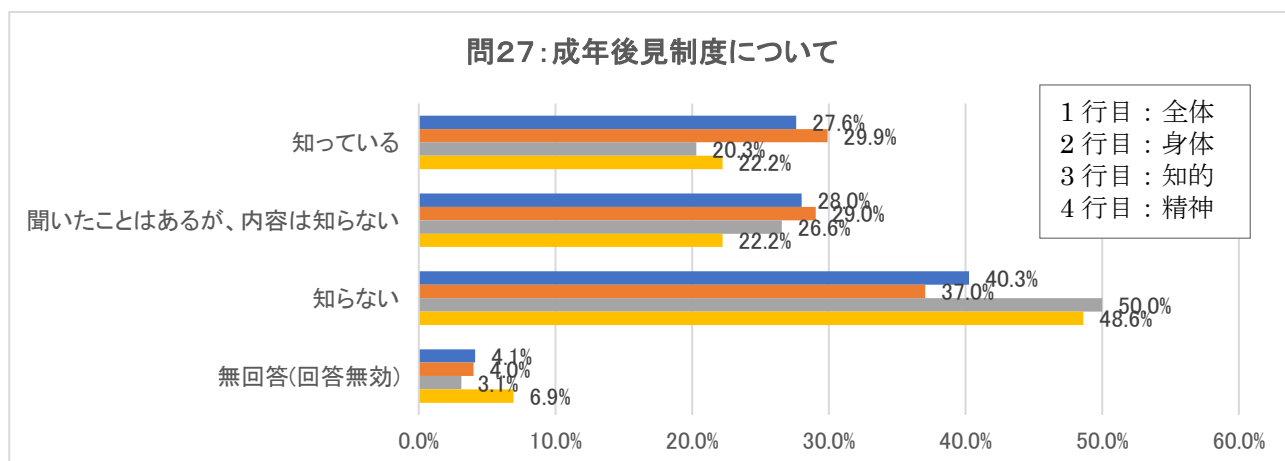
4. 障がい者の人権について

○回答から見る状況

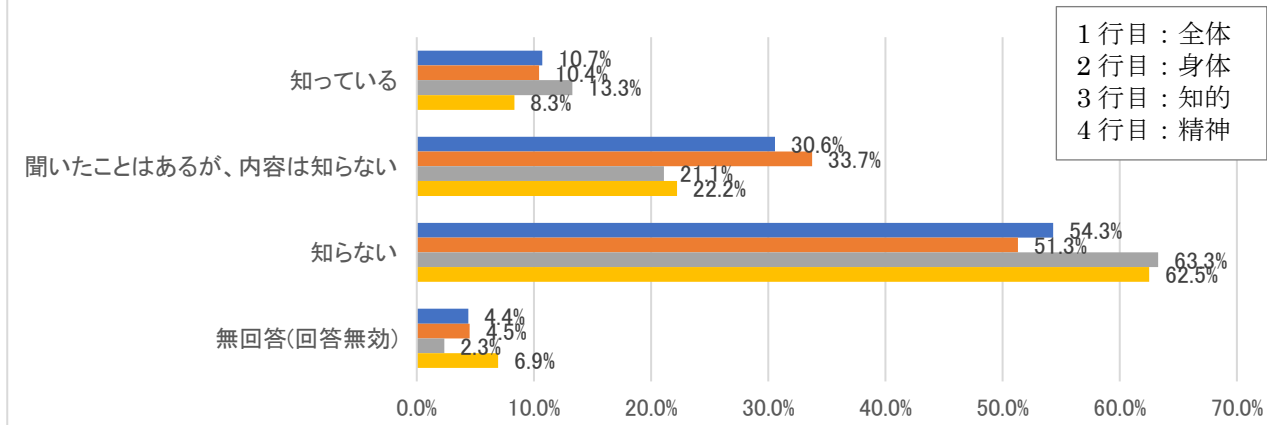
- ・問 27～30 までの項目すべて、「知っている」より「知らない」のほうが、割合が高い。特に「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」は「知らない」の回答が 6 割から 7 割近い。前回と比較してもほとんど変化がみられない。
- ・問 31～32 より、障がいがあることで嫌な思いや差別を感じることは、身体障がい者より知的障がい者や精神障がい者の割合が高い。嫌な思いをした場面は「学校や仕事場」「外出先」が多い。
- ・問 33～34 より、嫌な思いをした時に相談した人では身体障がい者の 6 割以上は誰かに相談していなかった。また、嫌な思いをした時の相談先としては「家族や親せき」が多く、精神障がい者では「かかりつけの医者や看護師」の割合が高い。

○全体の傾向、課題

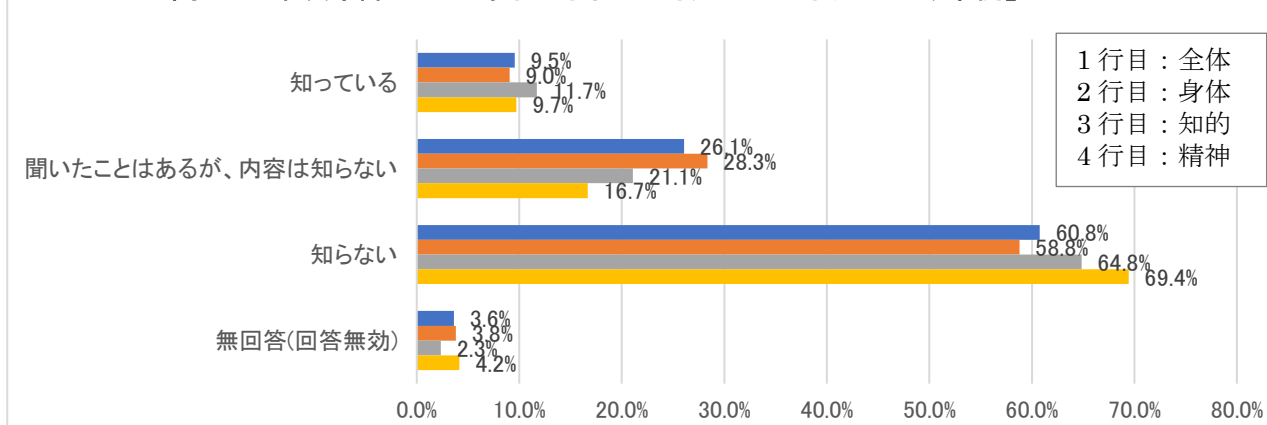
- ・障がい者の人権にかかわる制度や法について、周知が不足している現状が見える。特に条例については知らない割合が高く、効果的かつ継続的な周知の取り組みが必要である。また嫌な思いをした時に、誰もが気軽に相談できるような環境が必要である。



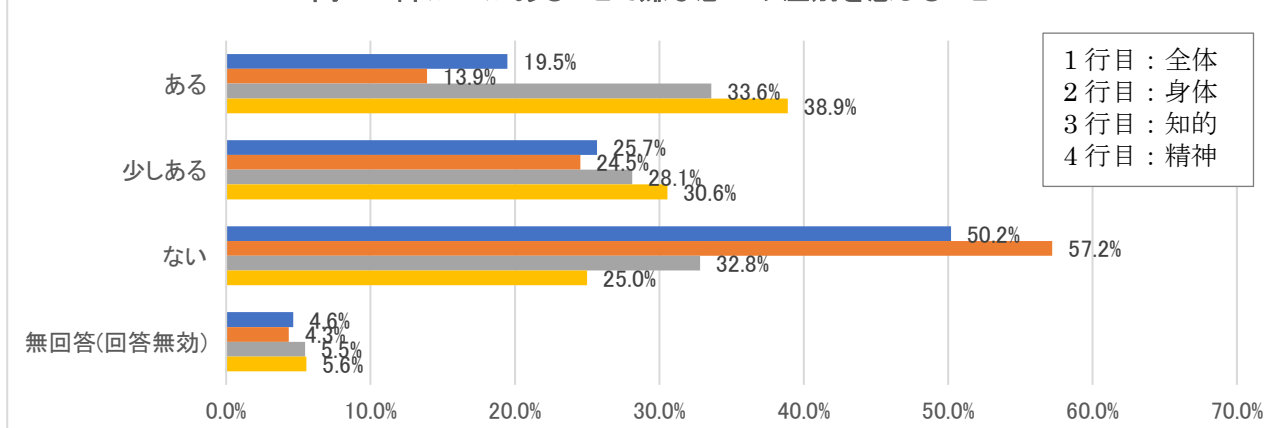
問29:「障害者差別解消法」について



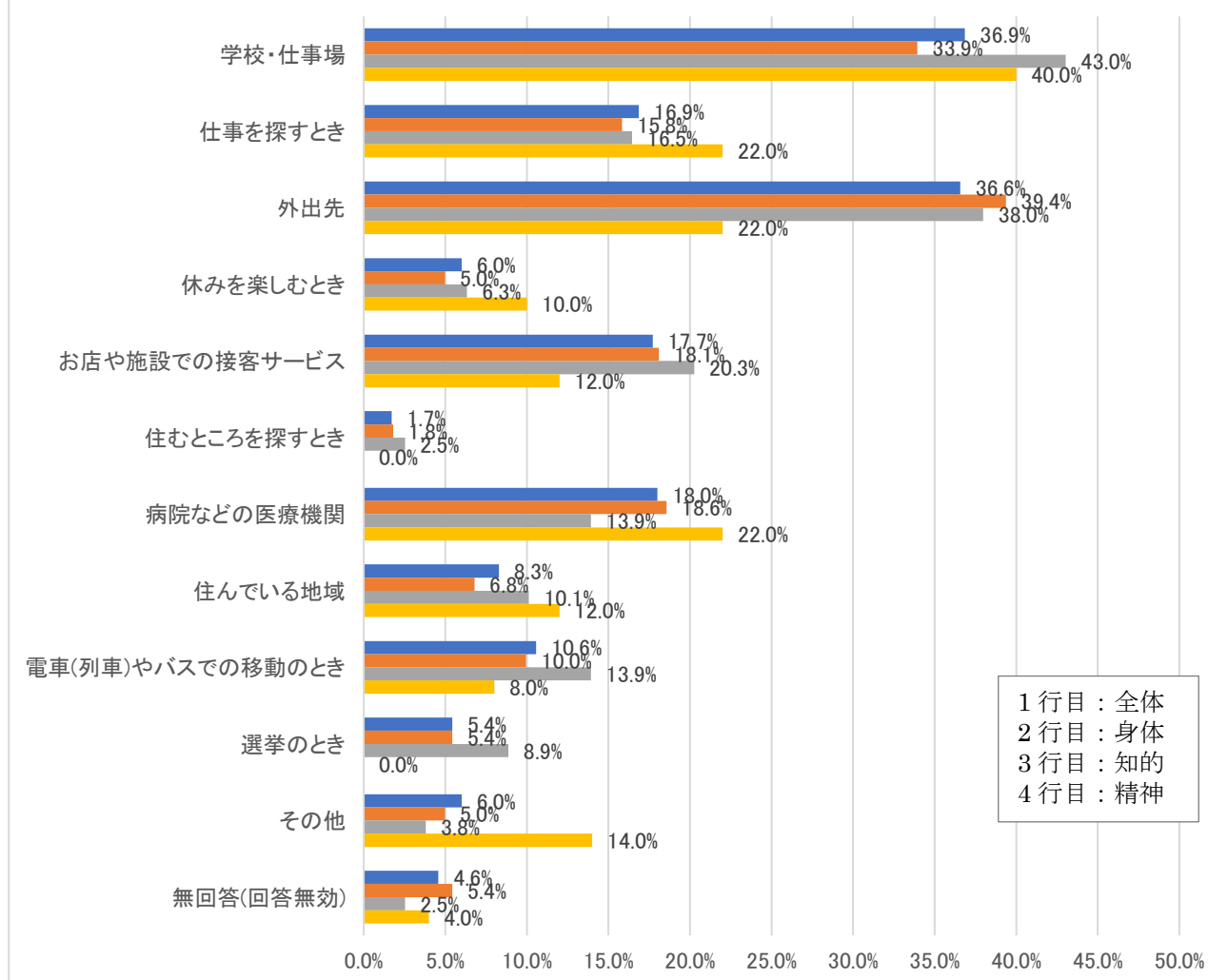
問30:「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について



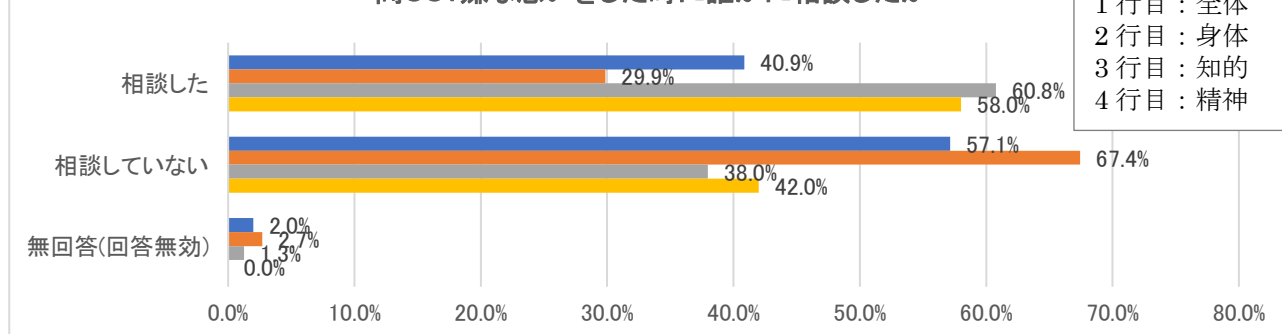
問31:障がいがあることで嫌な思いや差別を感じること



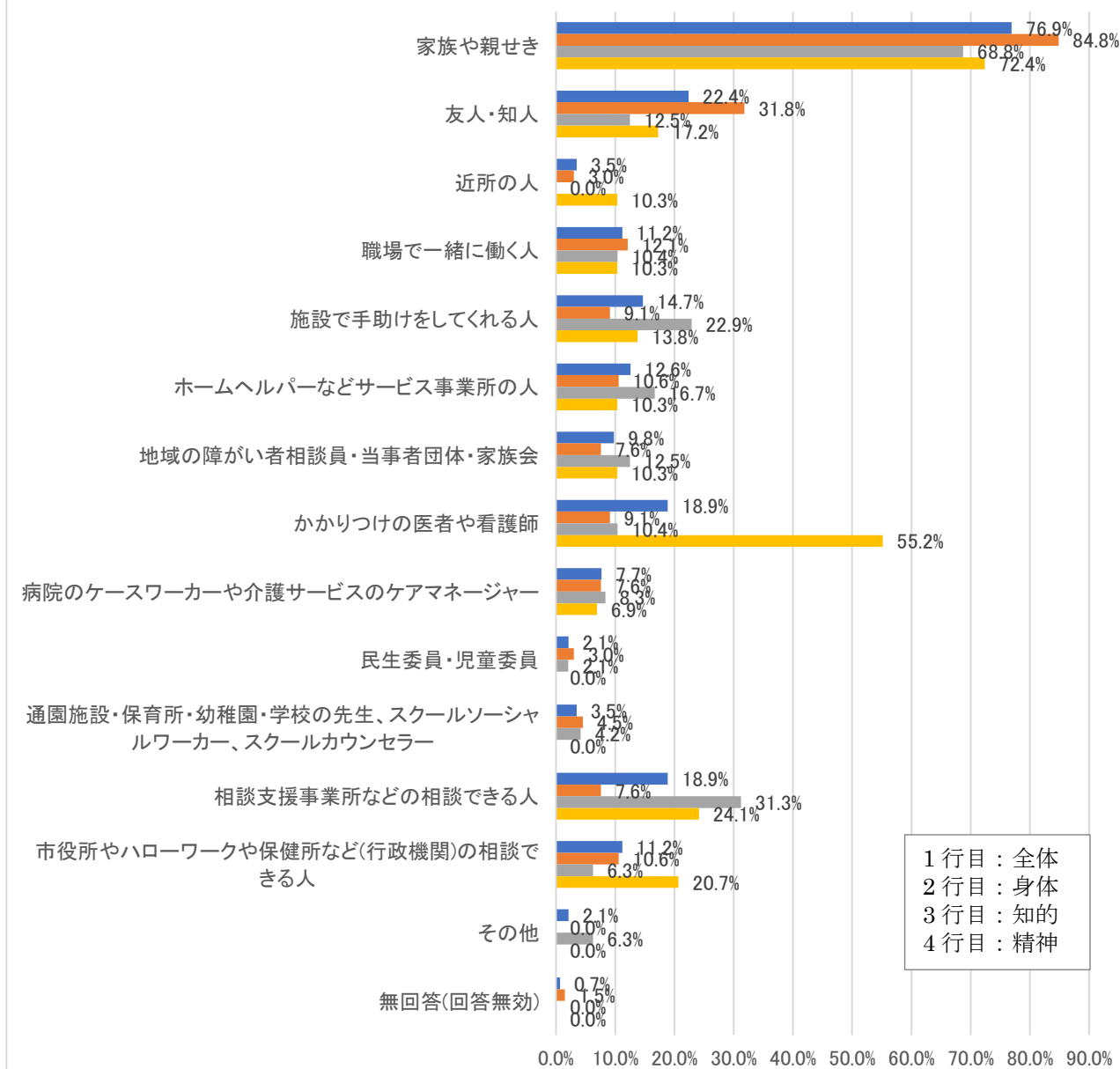
問32:どのような場面で嫌な思いをしたか(複数回答)



問33:嫌な思いをした時に誰かに相談したか



問34:嫌な思いをした時に相談した人(複数回答)

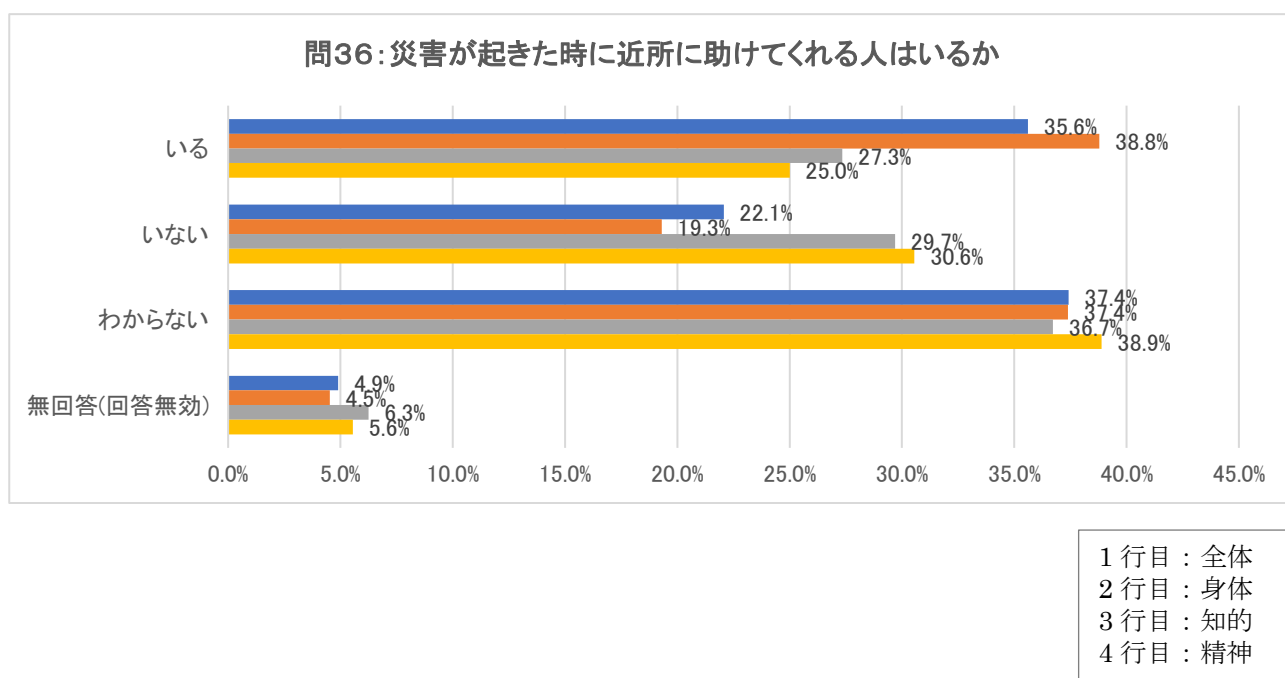
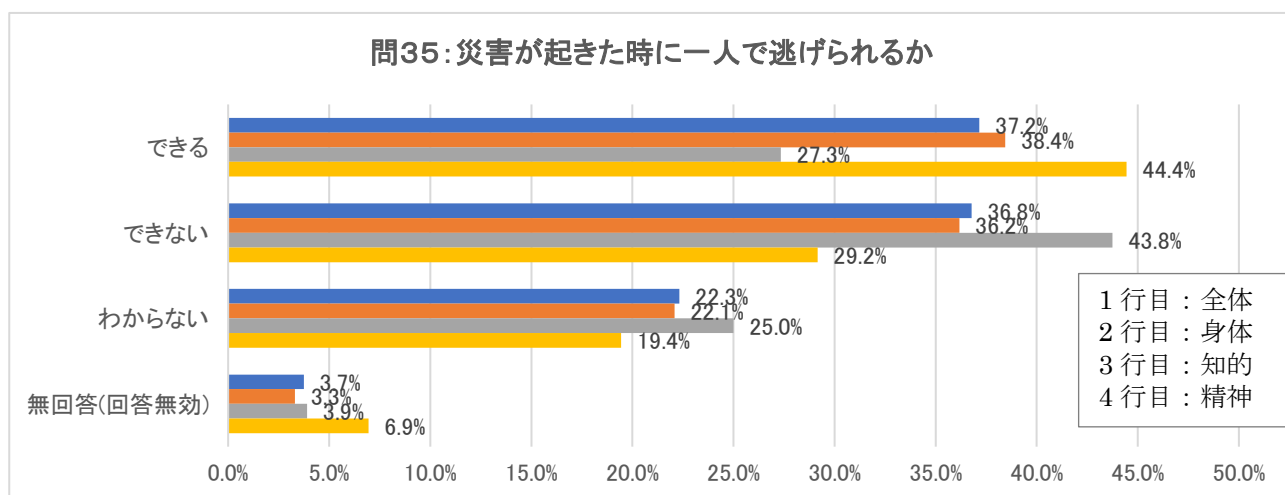


5. 災害が起きた時の避難などについて

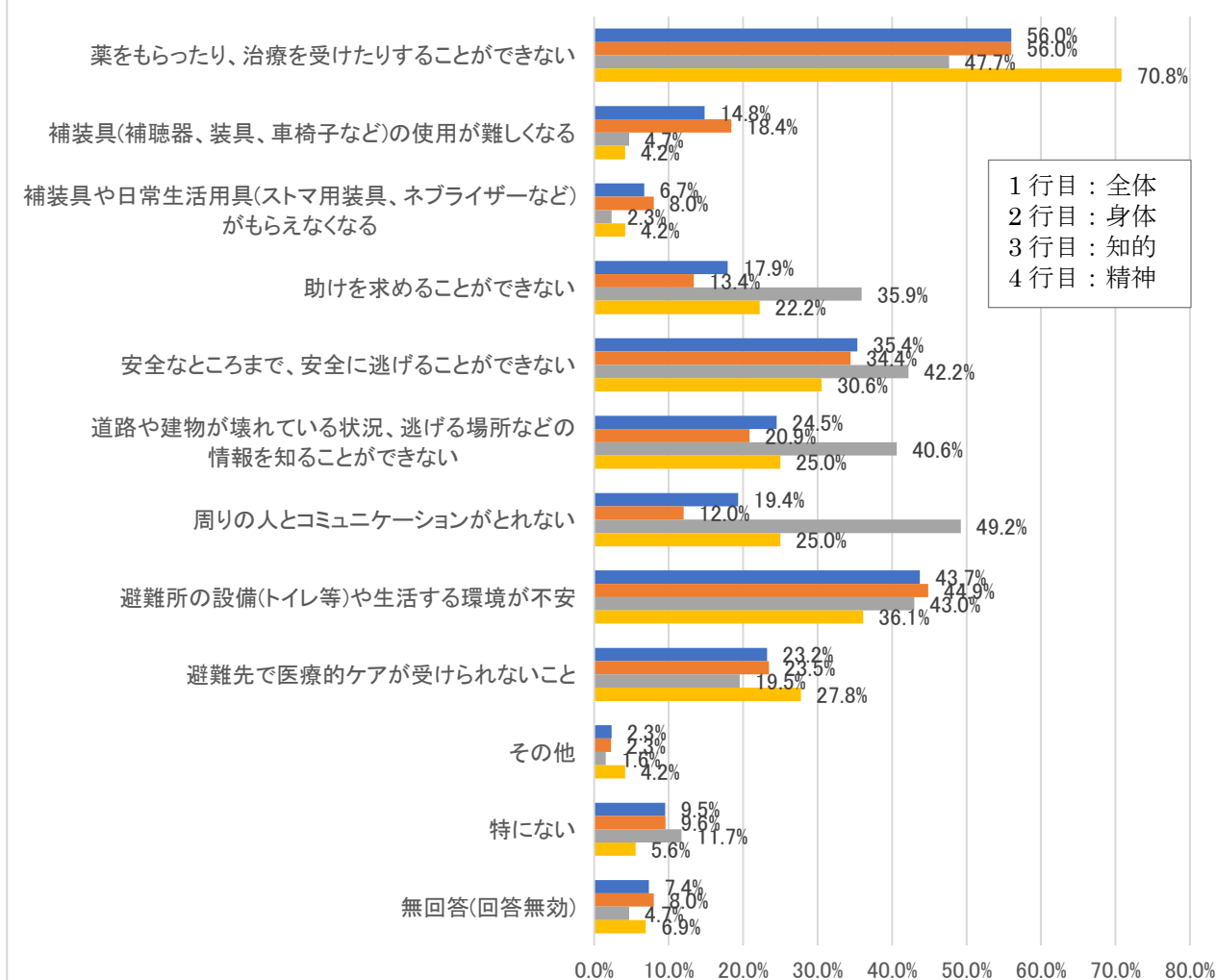
- ・問 35 より、災害が起きた時に「一人で逃げることができない」と答えた方は知的障がい者の割合が高い。
- ・問 36 より、災害が起きた時に「近所に助けてくれる人がいない」と答えた方は知的障がい者、精神障がい者で約 3 割いる。
- ・問 37 より、災害の際に困ることとして、「薬をもらったり治療を受けたりすることができない」「避難所の設備や生活する環境が不安」の 2 つの項目がどの障がい種別でも高い。また、「周りの人とコミュニケーションがとれない」では知的障がい者の割合が高い。

○全体の傾向、課題

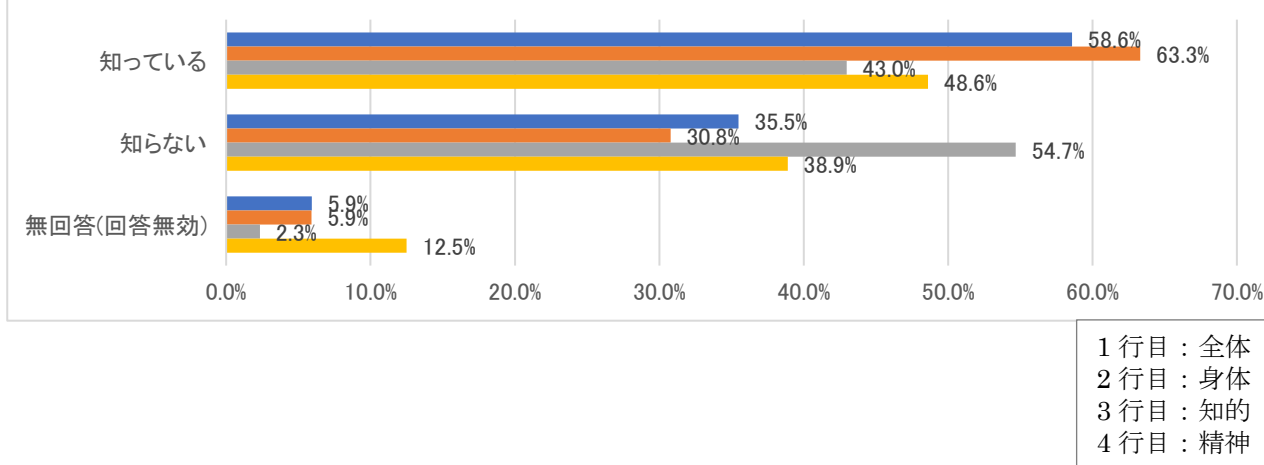
- ・災害時に必要な薬や治療を受けられるような仕組みづくりや、避難所という普段とは違う環境でも生活が可能な体制が必要とされている。

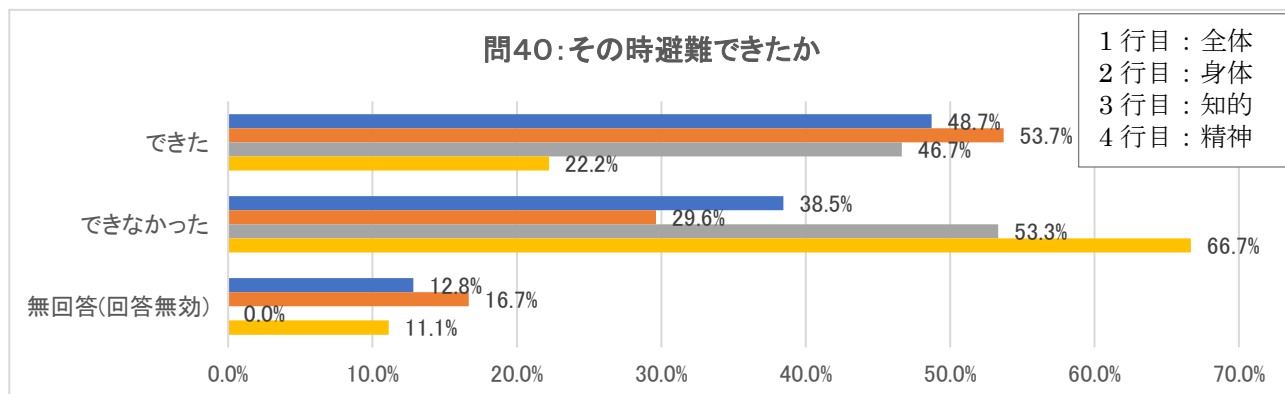
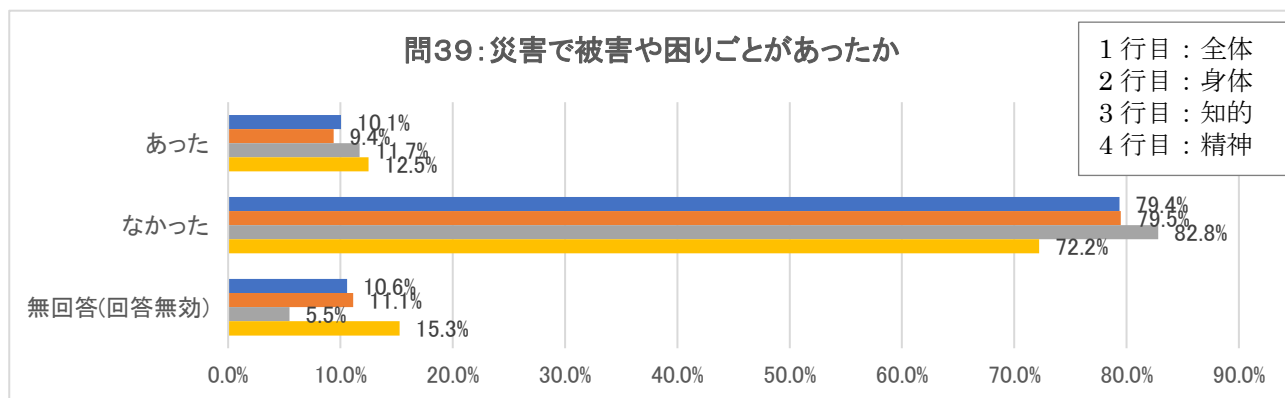


問37:災害が起きた時に困ること(複数回答)



問38:災害発生時に避難する場所や避難所





【問41 市の障がい福祉サービスや取り組みについての御意見や要望等(自由記載)】

○移動の問題

- ・今現在運転しているが、できなくなった時かかりつけ医院に行くのが不安。
- ・通院にタクシー券を利用しているが、足りない。
- ・特別支援学校への通学を楽にできるようにしてほしい。

○周知の問題

- ・どのようなサービスが受けられるのか、取り組み事態が分からない。
- ・福祉サービスの内容を積極的に案内してほしい。

○雪の問題

- ・家の前に置かれた雪の塊の除雪に困っている。
- ・歩道に雪があり歩くことが出来ない。除雪されていない歩道が多い。

○相談等支援

- ・相談できる時間と場所(人)を増やしてほしい。
- ・相談支援の方にアクセスしやすい環境を作してほしい。

○就労について

- ・障がい者雇用を受け入れる企業を少ない。
- ・障がいがあり、一般企業では働けない。自立した生活を送るためにサポートしてほしい。

○その他

- ・バリアフリーを進めてほしい。車いすでも出かけられる飲食店などを増やしてほしい。
- ・障がい者にとって安全で生きやすい世の中になってほしい。
- ・親や介護者が支援出来なくなった後のことを考えると不安。